

ほっかいどう未来づくり戦略 編

ほっかいどう未来づくり戦略 編

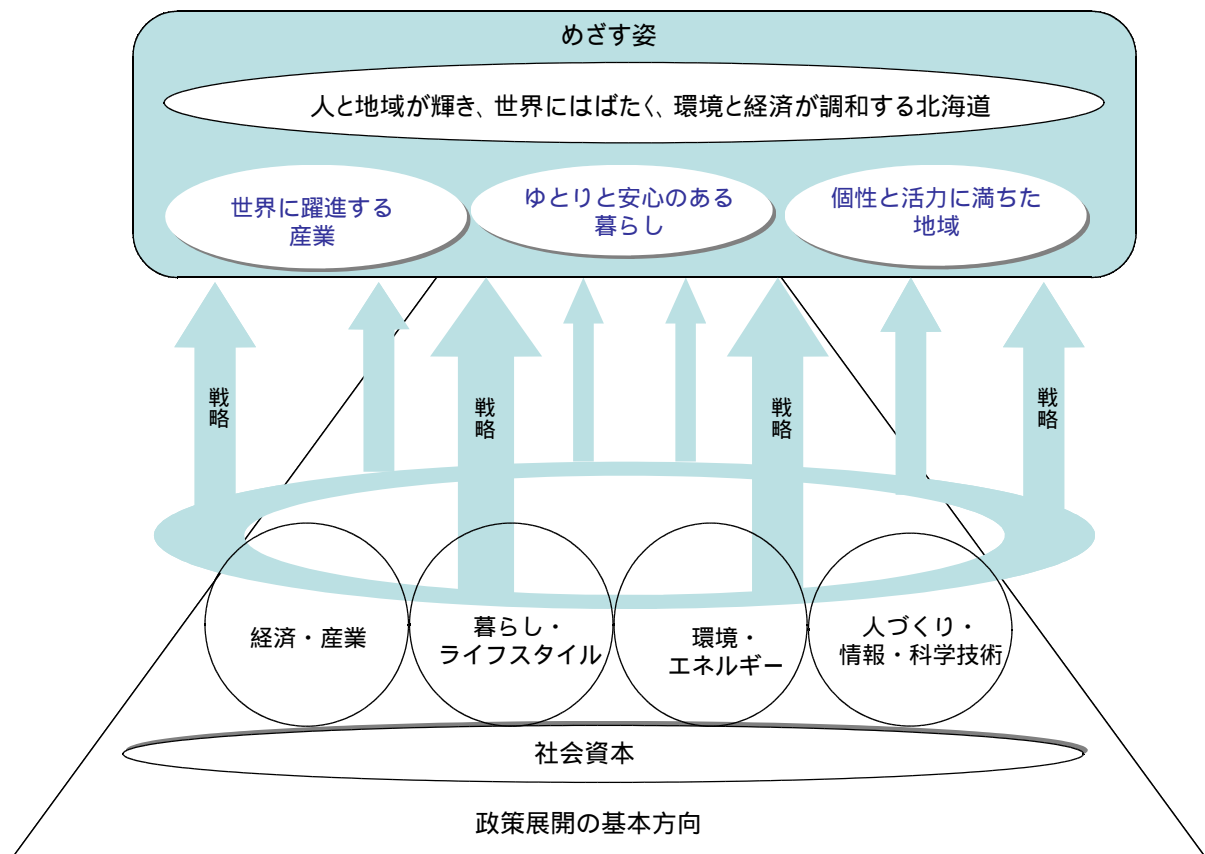
～ 確かなビジョン 多彩なアプローチ ～

ほっかいどう未来づくり戦略とは

この新しい総合計画では、人口減少・超高齢化社会*の到来など、時代の潮流や北海道の現状・課題を踏まえた「めざす姿」を示しています。

ほっかいどう未来づくり戦略とは、この「めざす姿」をより確実に、より効果的に実現するため、基本構想編第3章の「政策展開の基本方向」を踏まえつつ、北海道全体の政策資源（資金、人材、情報など）を結集して取り組むべきテーマを絞り込み、そのテーマに沿った取組の道すじや手立てを示すものです。

【イメージ図】



8つの戦略

北海道の未来へ向けて、次の3つの視点を重視し、8つの戦略を構築しました。

【3つの視点】

優位性

本道特有の自然条件や社会条件に着目した「強み」や「北海道らしさ」を重視

先駆性

時代の流れを先取りし、他地域を先導するフロンティア精神や獨創性を重視

波及性

複合的な課題への対応や政策効果の広がりを重視

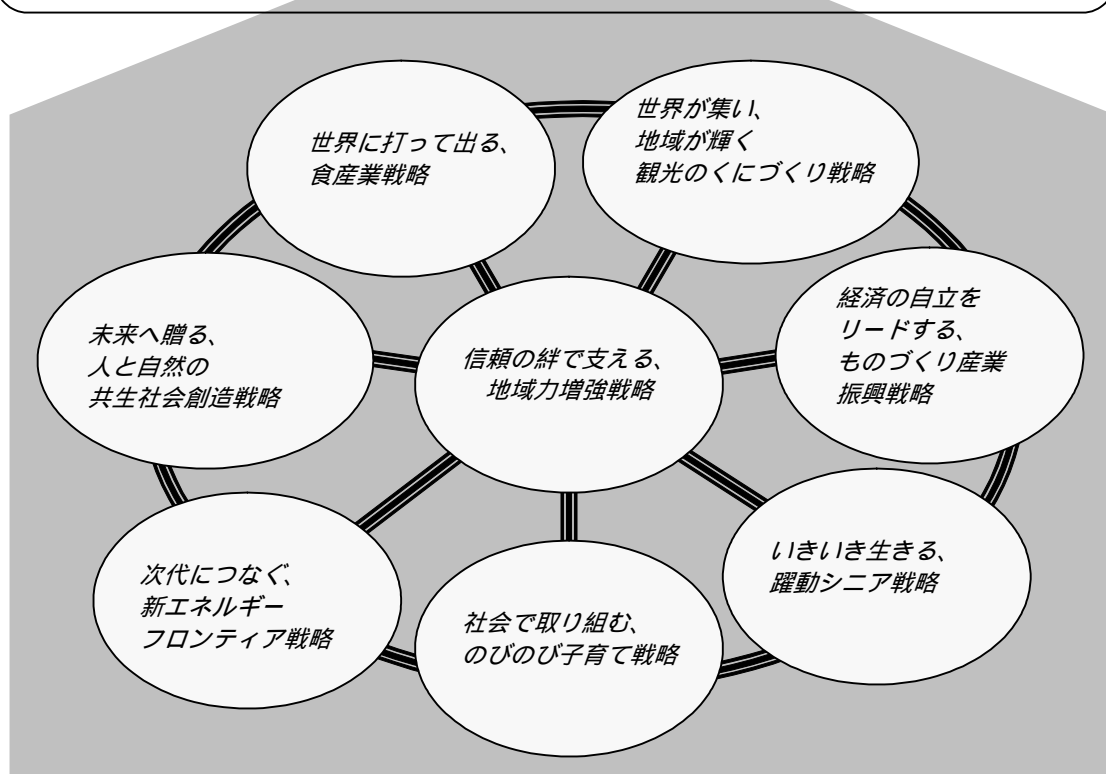
《めざす姿》

人と地域が輝き、世界にはばたく、環境と経済が調和する北海道

世界に躍進する産業

ゆとりと安心のある暮らし

個性と活力に満ちた地域



【戦略の組立て】

ねらい

なぜこの戦略が必要なのか、この戦略が何をねらいとしているのかを示します。

道すじ

戦略を支える施策・取組の主要な柱に沿って、戦略展開の道すじを示します。また、指標を設け、取組の目標と成果を道民の皆さんに分かりやすく示します。

手立て

戦略を展開していくために必要な具体的施策・取組の主要なものを示します。

戦略の進め方

（戦略推進に向けた道の姿勢）

各戦略の内容に沿って、道として主体的な事業展開を進めるとともに、道民、市町村、企業・団体の皆さんの取組を積極的に支援します。

道民の皆さんや企業、団体、市町村の主体的な取組を期待する分野については、機運の醸成や仕組みづくりなどを積極的に進めていきます。

法令改正を要する制度上の課題等については、その解決に向け、道州制特区推進法*等を有効に活用して、国に対し強く働きかけていきます。

道として、戦略を効果的に進めていくため、全庁横断的な推進体制を整備し、戦略の事業化、実施、評価などを一体的に推進します。また、この庁内組織と支庁との連携を強化し、全道的な取組と地域の取組を総合的に進めていきます。

（情勢変化への柔軟な対応）

時代の大転換期にあって、長期間にわたる戦略を推進していくためには、社会情勢の変化に機動的に対応できる仕組みが必要です。

このため、毎年度の政策評価の結果を踏まえ、戦略に関する施策・事業の見直し等を適宜行います。また、中期的な計画の点検・評価の結果を踏まえ、必要に応じ戦略の見直しについて検討します。

（戦略の地域展開）

広大な北海道において、戦略の具体化を図っていくためには、北海道総体としての取組とともに、各地域が連携し切磋琢磨しながら、それぞれの地域の特性に合わせた取組を進めることが重要です。

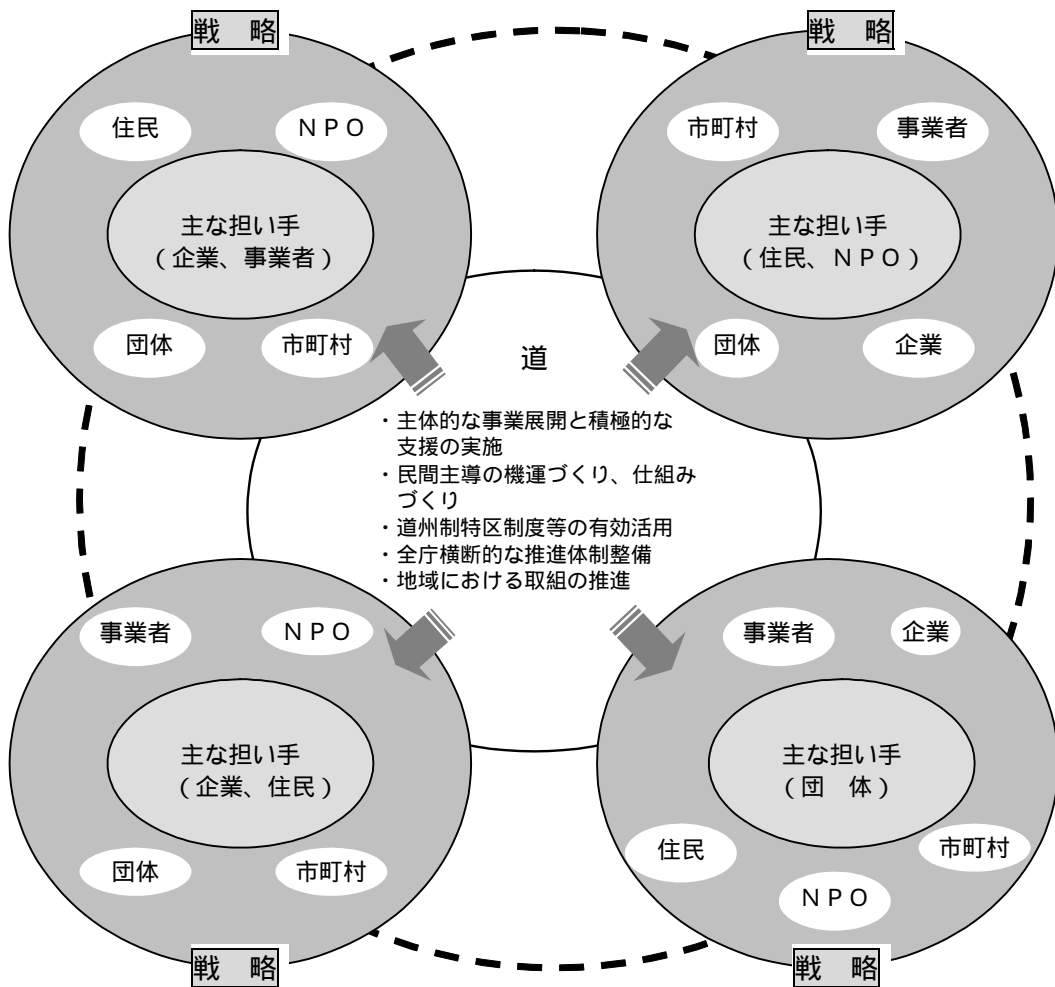
このため、計画推進の手立ての一つとして連携地域ごとに策定する「政策展開

方針（仮称）」は、この戦略の趣旨を踏まえて策定します。

（協働による戦略の展開）

この戦略の展開に当たっては、戦略ごとの重要な担い手（道民、NPO*、企業、市町村、道など）が中心となった取組を、他の主体がしっかりと支えていくという基本に立ち、それぞれが強固なパートナーシップを築きながら、一体となって進めていくことが期待されます。

【展開イメージ】



世界に打って出る、食産業戦略

成長する東アジア*市場や、競争が激化する国内市場において、一層の優位性が発揮できる力強い食産業*を構築します。

ねらい

(厳しい環境にさらされる食産業)

今後、国内においては、人口減少による食料需要の減少が予想され、国際的には、貿易の自由化やグローバル化*の進展により輸入製品とのさらなる競争の激化が懸念されるなど、本道の食産業を取り巻く環境は、ますます厳しくなるものと考えられます。

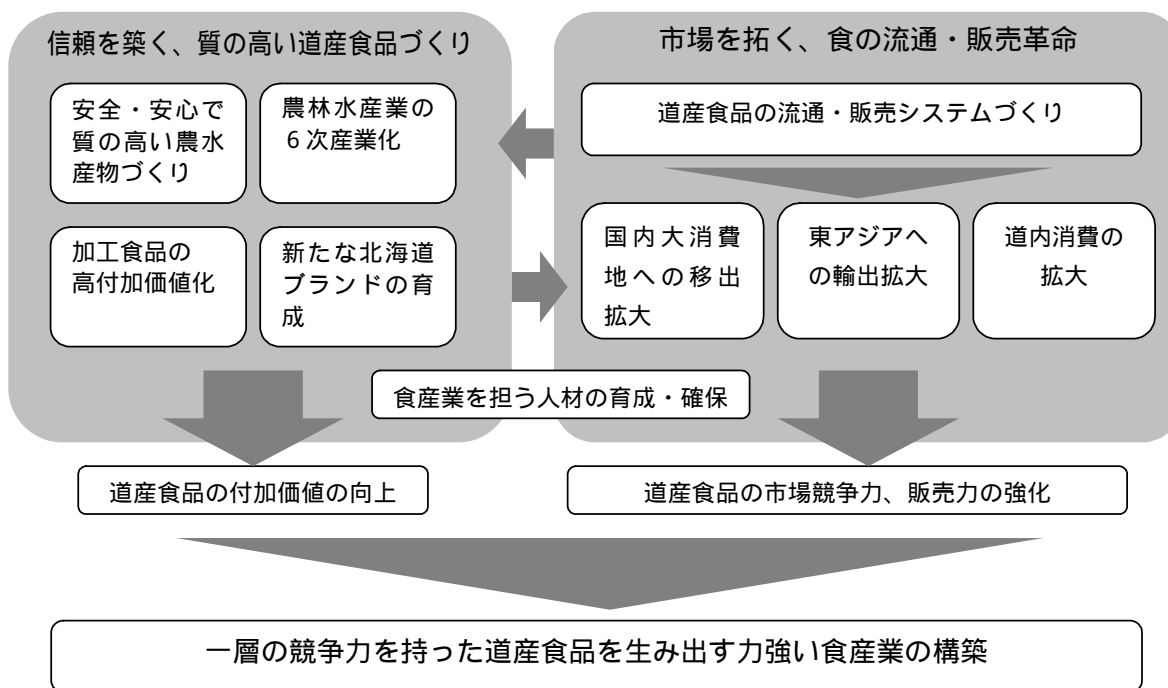
(売れる食品づくりと売り込む仕組みづくり)

豊かな農水産物に支えられた本道の食産業がもつ優位性をさらに高め、地域経済全体への波及を促すという発想に立ち、マーケットニーズを重視したより高い付加価値をもつ道産食品づくりと、これらを効果的に売り込む仕組みづくりを一体的かつ強力に推し進めます。

(市場競争力をもつ食産業の構築)

国内市場、さらには東アジアを中心とした国際市場において、安全性や品質などで一層の競争力をもった道産食品を生み出す力強い食産業を構築します。

道すじ



戦略展開の柱

信頼を築く、質の高い道産食品づくり

安全で安心、高品質などの消費者ニーズに応える農水産物づくりを進め、食づくりの基礎である一次産業の競争力を強化します。また、関連産業や研究機関等との結びつきを強め、農水産物がもつ素材の可能性をさらに引き出すなど、マーケティングを重視した加工食品の高付加価値化や新しい食のブランド化を進めます。

市場を拓く、食の流通・販売革命

生産者から加工業者、流通関係者、消費者等とのネットワーク構築により、効果的なマーケティングやプロモーションを進め、道内各地で生産・製造される個性豊かな食品の市場開拓、拡大を促進するとともに、国内・海外の販路拡大のためのサポート機能を整備します。

《指 標》

	指標名	現状値	目標値
1	道産食品の輸出額(億円)	272(平成17年) 	400(平成29年)
2	食品工業の付加価値率(%)	29.0(平成17年) 	35(平成29年)
3	クリーン農業*に取り組む生産集団数(YES!clean)(生産集団)	279(平成18年度) 	600(平成27年度)
4	有機農業に取り組む農家戸数(戸)	331(平成17年度) 	1,500(平成27年度)

1 道産食品の輸出額については、函館税関の「北海道貿易統計」が本年9月頃に公表される予定であることから、その時点で目標値を見直します。

2 食品工業の付加価値率については、経済産業省の「工業統計表(産業編)」が今夏に公表される予定であることから、その時点で目標値を見直します。

手立て

信頼を築く、質の高い道産食品づくり

安全・安心で質の高い農水産物づくり

食づくりの基礎である一次産業の国内及び国際競争力を一層強めるため、北海道の優位性を生かした安全・安心、高品質な農水産物づくりに取り組みます。

主な手立て

資源循環機能の維持・向上を図るクリーン農業、有機農業*の拡大

生産履歴を明らかにするトレーサビリティシステム*の普及や、ポジティブリスト制度*に対応した農薬等の適正利用の促進

農業生産工程管理手法(GAP)*やHACCP*の考え方に基づく農畜産

物の生産工程における衛生管理の強化

おいしい米など高品質な農作物生産に向けた技術開発等の促進
ナマコなど需要が増加している水産物の栽培技術の確立

農林水産業の6次産業化

農林水産業のより付加価値の高い産業への展開を図るため、加工や流通、販売、サービス産業の要素を加味した6次産業化*への取組を進めます。

主な手立て

生産、加工、販売に至る一貫した地域内発型の取組による農畜産物のブランド化促進

ファームイン*、農漁家レストラン*など、一次産業のサービス化の促進
道内の主要経済団体間の連携による6次産業化支援の充実

生産者の商品開発や販路拡大などの取組に対する金融機関等による資金面、ノウハウ面での支援の充実

加工食品の高付加価値化

地域の農水産資源の調達から、生産、流通、販売に至る様々な分野との連携を深め、付加価値の高い加工食品づくりを進めます。

主な手立て

道産原材料の供給と需要のマッチング促進

食品加工研究センターなどの公設試験研究機関による新製品の研究開発の推進と地場産業への技術移転促進

地場産業とつながりの深い食品製造業の誘致による食産業*の集積促進

バイオ技術を活用した機能性食品*の開発促進

企画販売から販路拡大までの一体的支援によるマーケット重視企業の育成

H A C C P *の考え方に基づく自主衛生管理の導入による加工食品の高付加価値化の促進

新たな北海道ブランドの育成

消費者の視点に立ち、安全・安心を基本としながら、北海道ならではの食材、食品を掘り起こし、新しい食の北海道ブランドを育てます。

主な手立て

お菓子や発酵食品など、北海道の風土に根ざした新たな食ブランド・食文化の創出

エゾシカ肉や黒毛和牛、マツカワ*など、道産食肉・水産物のブランド化促進

伝統野菜*や小果樹*など、地域特産の青果物等のブランド化促進

道産食品独自認証制度*（愛称：きらりっぷ）の普及と対象品目の拡大

地域団体商標制度*等を活用した地域特産品のブランド化促進

食産業を担う人材の育成・確保

農林水産業に関わる本道の食づくりを担う人材の育成・確保を進めるととも

に、加工、流通、販売などの食産業*をけん引する専門的知識をもった人材の育成に取り組みます。

主な手立て

認定農業者*制度や農業生産法人*制度を活用した農業の担い手づくりと生産基盤整備をはじめとする担い手への支援の充実

国の新しい漁業経営安定対策による漁業の担い手の育成・確保

農業大学校や漁業研修所などの道立機関や大学との連携による担い手育成の充実

商品開発・加工・流通・販売部門における技術革新や経営改善を担う専門家の育成

市場を拓く、食の流通・販売革命

道産食品の流通・販売システムづくり

消費地における的確なマーケティングを基礎に、道内各地の事業者等が生産・製造する食品の開発、流通、販売を支援する体制を整備し、道産食品の国内、海外への販路開拓・拡大を進めるためのサポート機能を整備します。

主な手立て

首都圏や関西圏など大消費地における道産食品のマーケティング、情報発信、取引あっせん機能の強化

生産者から加工業者、流通関係者、消費者等とのネットワークの構築

東アジアへの輸出拡大

今後の市場拡大が期待できる中国をはじめとした東アジア*の主要地域を対象に、国や地域の事情に応じたきめ細かいマーケティングを通じ、道産食品の販路の開拓、拡大を進めます。

主な手立て

道や市町村、民間企業・団体の海外事務所等のネットワークや自治体間交流の枠組み等を生かした海外マーケット開拓機能の形成

道内企業等の海外との経済交流促進に向けた情報収集・分析機能、海外取引サポート機能の強化

東アジア諸国との航空貨物輸送や海上物流を促進させるための空港、港湾機能の強化

道産食品の道内消費拡大

「食育*」や「地産地消*」など、道民の食に対する理解や道産食品への愛着を深める「愛食運動*」の取組により、生産と消費の好循環を促し、道産食材・食品の道内消費を拡大します。

主な手立て

米、牛乳、昆布などの道内消費拡大に向けた官民合同プロジェクトの推進
民間活力を活用した学校、家庭、地域における食育、地産地消運動の推進

世界が集い、地域が輝く観光のくにづくり戦略

世界があこがれ、訪れた人々を魅了する「感動のくに・北海道」を形成し、地域内の循環を高めることにより、道内各地域の元気を生み出します。

ねらい

(競争が激化する観光産業)

国内各地域における誘致競争の激化等により、北海道観光を取り巻く状況は必ずしも楽観できる状況にはなく、将来を見据えた観光産業の発展に向けては、北海道の優位性を最大限に発揮しながら、観光による地域経済への波及効果を高めていくことが求められています。

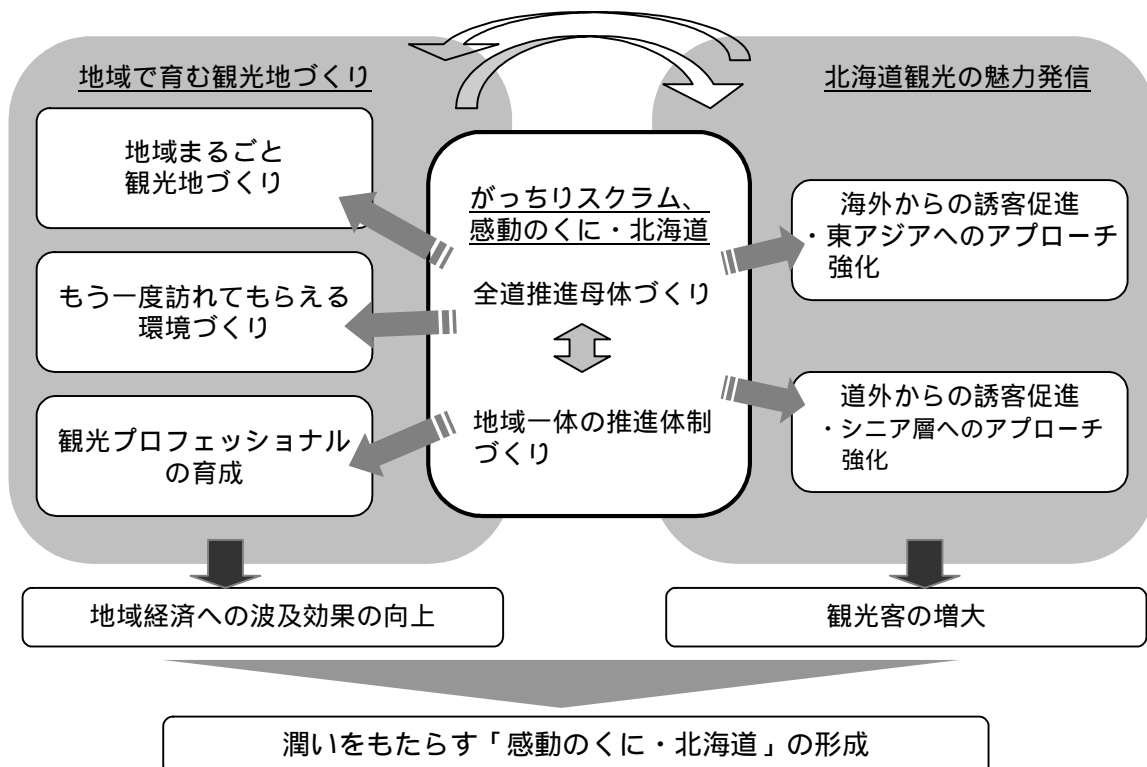
(地域一体・官民一体による観光施策の展開)

都府県に類のない豊富な観光資源を十分に生かした「住んでよし、訪れてよし」の観光地づくりを地域が一体となって進めるとともに、ターゲットを絞ったマーケティングやプロモーション活動を、官民一体となってダイナミックに展開します。

(感動のくに・北海道の形成)

将来にわたり国内外の人々を引きつけ、観光に訪れた皆さんと地域の方々が、潤いをともに享受する「感動のくに・北海道」を形成します。

道すじ



戦略展開の柱

地域で育む観光地づくり

地域に暮らす方々が誇りをもつことができ、旅行者の満足度を高める質の高い観光地づくりや受入環境の整備を、観光を担う様々な主体が一体となって進め、観光による地域経済への波及効果を高めます。

北海道観光の魅力発信

質の高い観光地づくりなどを通じ形成される北海道観光の魅力を効果的に国内外に向けて発信し、マーケット動向を見据えた効果的なプロモーションを展開します。

がちりスクラム、感動のくに・北海道

北海道の観光振興推進の中核を担う新たな組織を整備するとともに、道内各地の観光に携わる様々な主体が連携して地域観光を推進するための体制整備を図り、全道、地域が一体となった観光振興を進めます。

《指 標》

	指標名	現状値	目標値
5	観光入込客数(万人)	4,813 〔道内客 4,178〕 〔道外客 635〕 (平成17年度)	6,500 〔道内客 5,700〕 〔道外客 800〕 (平成29年度)
6	外国人の来道者数(人)	513,650 (平成17年度)	1,000,000 (平成29年度)
7	観光消費額(円)	道外客1人当たり 60,677 道内客1世帯当たり 8,849 (平成17年)	道外客1人当たり 60,677以上 道内客1世帯当たり 8,849以上 (平成29年)

5 観光入込客数及び7 観光消費額については、今夏に公表予定の北海道経済部「北海道観光入込客数調査報告書」等を勘案し、目標値を見直します。

6 外国人の来道者数については、今夏に公表する北海道経済部「北海道観光入込客数調査報告書」等を勘案し、目標値を見直します。

手立て

地域で育む観光地づくり

地域まるごと観光地づくり

観光を担う様々な主体が一体となって、一次産業の蓄積、恵まれた自然環境など、他の都府県にはない豊富な観光資源を存分に組み合わせた魅力ある観光メニューを北海道の各地で創出します。

主な手立て

食、花、森林、温泉、自然風景など、北海道らしい地域資源や広域景観を生かした観光地づくりの推進

健康、文化、産業、グリーンツーリズム*、マリンツーリズム*、エコツーリズム*、アウトドア体験など、新しいツーリズムの推進

シニア層を対象とした滞在型観光メニューづくり

地域の宿泊施設やレストランなどが、北海道食材を円滑に調達できる仕組みづくりの促進

雪や氷に親しむ観光を核とした冬季滞在型観光の魅力づくりの促進

もう一度訪れてもらえる環境づくり

外国人観光の増加、旅行の少人数化など、観光形態の傾向を踏まえ、ソフト、ハード両面から、観光客の満足度を高める受入環境の整備を進めます。

主な手立て

外国語案内表示板や多言語対応カーナビゲーションの導入促進など、外国人にやさしい観光情報基盤の整備

空港、駅周辺、農村など、観光ルートにおける北海道らしい景観形成

国際航空路線の拡充、道内空港のC I Q*体制の整備促進

観光ボランティアガイド*の養成と活用

宿泊施設従事者などのサービス向上に向けた接遇研修等の充実

観光プロフェッショナルの育成

大学などと連携しながら、質の高い観光をプロデュースし、観光客の多様なニーズに応える観光人材を育てるとともに、各種資格制度と就業のマッチングを促進するなど、活躍の場を拓きます。

主な手立て

通訳ガイドの育成

体験型観光*のプロデューサー、インストラクター等の養成と起業・就業の促進

観光資源の発掘や商品化、プロモーション活動等をけん引する地域観光マネージャーの育成

北海道観光の魅力発信

海外からの誘客促進

海外事務所などの利活用や、物販等と連動した海外マーケティング機能を整備し、中国をはじめとした東アジア*を主要ターゲットに旅行者の新規開拓、リピーターの確保を促進するとともに、持続的な海外誘客を図るため、観光の相互交流に取り組みます。

主な手立て

- 道や市町村、民間企業・団体の海外事務所等のネットワークや自治体間交流の枠組み等を生かした海外マーケット開拓拠点の形成
- 海外向け観光情報発信機能の強化
- 道民の海外旅行促進に向けたプロモーション活動等の展開
- 冬季における外国人観光客誘致のための海外プロモーションの強化

道外からの誘客促進

国内主要都市にターゲットを絞り、旅行者のニーズ把握や情報発信を強化することにより、国内における誘客の競争力を高めます。

主な手立て

- 旅行会社や航空会社と連携した、国内主要都市における観光マーケティング、プロモーション機能の強化
- シニア層を対象とした集中プロモーションの展開
- 体験学習などを取り入れた修学旅行の誘致促進

がちりスクラム、感動のくに・北海道

全道推進母体づくり

北海道観光の飛躍をオール北海道として一体的、戦略的に進めていくため、機動性と専門性をもった推進組織を立ち上げます。

主な手立て

- 全道的な観光推進組織の設立
- 北海道観光のデータ蓄積と全道共有化の推進

地域一体の推進体制づくり

道内の各地域が切磋琢磨しながら、それぞれの個性を生かした魅力ある観光地づくりを行うため、地域の観光に関連する幅広い関係者が一体となった推進体制を整備します。

主な手立て

- 観光協会など地域の観光振興を担う組織の広域化などによる機能の強化
- 全道的な観光推進組織と地域の観光協会などとの連携強化
- 地域観光戦略会議などを活用した魅力ある観光地づくり

経済の自立をリードする、ものづくり産業振興戦略

本道経済をけん引するリーディング産業、地域経済を底上げする個性豊かな産業を道内各地に集積し、ものづくり産業が先導する自立型の経済構造をつくりま
す。

ねらい

(公的依存度の高い産業構造からの脱却)

本道経済は公的依存度の高い産業構造にあり、この現状を打破するためには、高い付加価値を生み出し、他産業や地域経済への波及性が高いものづくり産業の育成・強化を強力に推し進める必要があります。

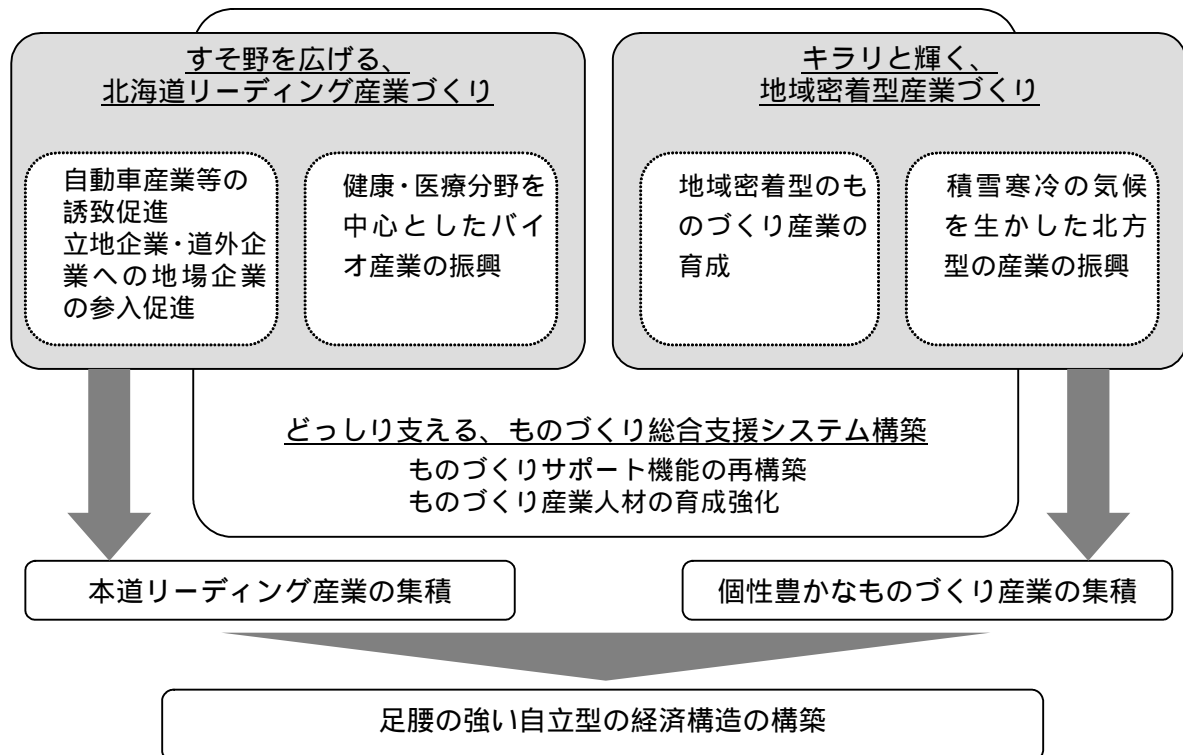
(ものづくり産業の振興)

自動車産業や電子機器産業をはじめとした加工組立型の産業の集積や、その産業を支える基盤技術産業*の育成を図るとともに、地域の資源や特性を生かした個性豊かなものづくり産業の育成に取り組みます。

(自立型の経済構造の構築)

ものづくり産業が先導する足腰の強い自立型の経済構造をつくりま
す。

道すじ



戦略展開の柱

すそ野を広げる、北海道リーディング産業づくり

自動車産業をはじめとした加工組立型工業の集積に向け、集中的な誘致活動を展開するとともに、立地企業や道外企業との取引が促進されるよう道内地場企業の技術力や経営力の向上に向けた取組を進めます。

さらに、バイオ関連の集積を加速するとともに、これまでの研究開発の成果や事業化の蓄積を生かし、今後の需要拡大が期待される健康・医療分野への産業展開を重点的に進めます。

キラリと輝く、地域密着型産業づくり

これまでの産業クラスター*やリサーチ&ビジネスパーク構想*の取組を生かしながら、地域における産学官の連携体制を強化します。また、地域密着型のものづくり産業の育成、集積に向け、地域の資源や特性を生かした新製品の研究開発や事業化への取組を加速し、新たな産業の創出を図ります。

どっしり支える、ものづくり総合支援システム構築

既存の支援組織や支援制度の機能を強化することなどにより、ものづくり産業を支える人材、技術、知的財産、情報、資金面での総合的な支援体制を構築し、厚みと広がりのあるものづくり産業の振興に向けた土台づくりを進めます。

《指 標》

	指標名	現状値	目標値
8	ものづくり産業（製造業）の付加価値率（%）	32.0 （平成17年）	35 （平成29年）
9	加工組立型の工場立地件数（件）	<参考> 8 （平成18年）	累計100 （平成20～29年）
10	部品等の地場調達率（%）	18 （平成16年度）	30 （平成29年度）

8ものづくり産業（製造業）の付加価値率については、経済産業省の「工業統計表（産業編）」が今夏に公表される予定であることから、その時点で目標値を見直します。

手立て

すそ野を広げる、北海道リーディング産業づくり

自動車産業等の誘致強化

本道のものづくり産業のけん引役として期待できる自動車産業や電子機器産業などの加工組立型工業の誘致促進に向けた支援制度の充実や誘致活動の強化など、総合的な取組を推進します。

主な手立て

企業立地に係る各種支援制度の充実

官民一体となったトップセールスの実施など、企業誘致活動の強化

進出企業のアフターケアも含めた企業立地に関するワンストップサービス*体制の充実

関係機関と連携した空港・港湾、物流機能の強化

立地企業や道外企業への地場企業の参入促進

自動車産業や電子機器産業など、すそ野が広く、高い経済波及性を有するものづくり産業分野への本道地場企業の参入を促進します。

主な手立て

地場企業の生産管理技術力、研究開発力の強化に向けた支援の充実

道内外の受発注情報の収集提供や取引商談会の開催など、ビジネスマッチング*の支援の充実

健康・医療分野を中心とするバイオ産業の振興

本道の優位性が発揮できるバイオ産業の集積を一層高めるため、特に今後の需要拡大による高い成長が期待される健康・医療分野を中心に、バイオ技術を活用した新製品の研究開発や事業化への取組を促進します。

主な手立て

本道の農林水産資源を活用し、バイオ技術を生かした機能性食品*・創薬等の研究開発・事業化による新事業・新産業の創出

再生医療*分野の技術開発・研究の促進

国の支援制度等と連動したリサーチ&ビジネスパーク構想*の地域展開促進

キラリと輝く、地域密着型産業づくり

地域密着型のものづくり産業の育成

食品工業や木材加工業など、地域の資源や特性を生かした地域色豊かなものづくり産業に加え、農業用機械や食品加工機械など、地域の基幹産業と密接に関連するものづくり産業を育成し、厚みのある地域産業を道内各地に集積します。

主な手立て

産業クラスター*の取組支援とリサーチ&ビジネスパーク構想*の地域展開促進

「中小企業地域資源活用プログラム*」を活用した中小企業の新事業起こし支援

ベンチャー支援など、地域イノベーション*を生み出す機能の強化

積雪寒冷の気候を生かした北方型の産業の振興

積雪寒冷という本道の気候風土を生かした北方型の産業の振興に向け、様々なものづくり分野における寒冷地技術の開発や事業化支援、需要開拓に取り組みます。

主な手立て

雪氷を活用した貯蔵・冷房技術の革新に向けた取組支援

エネルギー利用効率が高い住宅、設備、機器の開発支援

どっしり支える、ものづくり総合支援システム構築

ものづくりサポート機能の充実強化

既存の支援組織や支援制度を充実強化し、本道のものづくり産業を支える人材、技術、情報、資金面での総合的な支援機能を確立します。

主な手立て

ものづくり産業をサポートする公設試験研究機関の機能の充実や産業支援機関のネットワークの強化

戦略的な企業誘致や中小企業の競争力強化を図るための支援制度の充実

道内企業等と海外との経済交流促進に向けた情報収集・分析機能、海外取引サポート機能の強化

ものづくり産業人材の育成強化

公的機関、教育機関等によるものづくり産業人材の育成機能を強化します。

主な手立て

企業と大学などの高等教育機関が連携した産業人材育成システムの構築

道外、海外からの産業人材の誘致促進

道立高等技術専門学院の企業ニーズに沿った人材育成

いきいき生きる、躍動シニア戦略

高齢者が健康で生きがいをもって暮らし、躍動するシニアが支える活力に満ちた社会を構築します。

ねらい

(超高齢化社会^{*}における懸念と可能性)

北海道では全国を上回るスピードで人口減少、少子高齢化が進んでおり、平成42年には、現在の約563万人(平成17年)から約95万人も人口が減少するとともに、道民の3人に1人が65歳以上になると推計されており、将来の労働力の確保、医療や介護など、経済社会への様々な影響が懸念されています。

一方、今後の高齢者は、健康意識の高まりや医療の進歩も相まって、より活発になり、長寿化していくことが予想されます。

(高齢者が新たな経済・社会活動の主体)

長寿社会では、高齢者が「支えられる対象」というばかりではなく、「新たな経済・社会活動の主体」という、今までにない視点で捉え直すことが重要です。

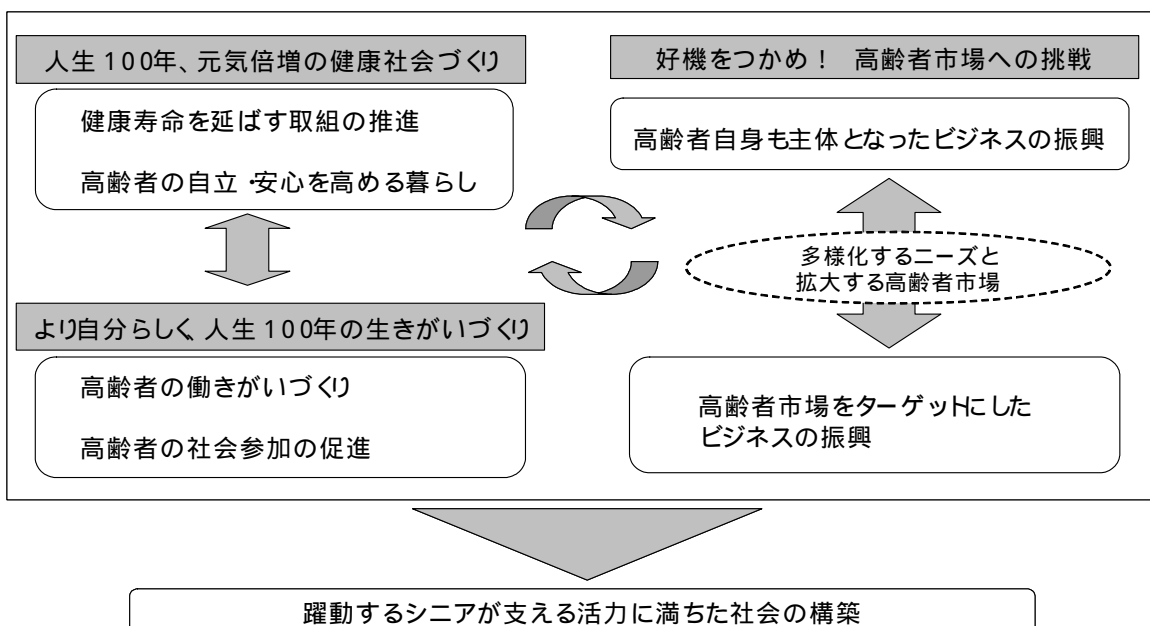
こうした考え方に立って、高齢者の健康づくりや予防医療の拡大を推進していくとともに、高齢者の知識や技術を生かした仕事、社会活動への参加を推進します。

また、今後、顕在化する高齢者の様々なニーズをつかんだビジネスへの起業・参入を促進します。

(高齢者が活躍する社会の構築)

躍動するシニアが支える活力に満ちた社会を構築します。

道すじ



戦略展開の柱

人生100年、元気倍増の健康社会づくり

道民の健康に対する意識を高めるための改革を進めるとともに、生活習慣病を防ぐ運動などの取組を進め、個人や地域における健康づくり運動の定着と予防医療の推進を図ります。




より自分らしく、人生100年の生きがいづくり

自分の能力や経験を生かし、働きがいのある仕事やボランティアなどの社会活動に積極的に参加できるよう、高齢者のニーズに合った、活躍できる場づくり、就業や社会参加のマッチングを行うなど、高齢者の生きがいづくりを推進します。

好機をつかめ！ 高齢者市場への挑戦

健康で生きがいをもって活躍する高齢者が増えることは、多様なニーズを生み出し、今後、高齢者市場*が大きく拡大することが予想されるため、高齢者市場への起業・参入を促進します。また、中高齢者の加齢に伴う多様なニーズ把握と情報提供に努めるとともに、高齢者市場に参入する企業や個人に対する支援を充実します。

《指 標》

	指標名	現状値	目標値
11	健康診断の受診率(%)	<参考>33.5 (平成17年度) 	80 (平成29年度)
12	健康寿命* (歳)	男性：75 女性：79 (平成16年) 	77 81 (平成29年)
13	高齢者(65歳以上)の就業率(%)	17.0 <全国平均 21.1> (平成17年) 	全国平均値 (平成29年)

手立て

人生100年、元気倍増の健康社会づくり

健康寿命を延ばす取組の推進

健康寿命*とは、健康で自立して生活できる年齢をいいます。豊かな高齢社会の実現と医療費適正化の両立に向けて、一人一人の健康寿命を延ばすための取組を推進します。

主な手立て

- 生活習慣病の予防に向けた地域における健康づくりの推進
- 560万道民・健康づくり運動の推進
- 温泉、運動、食事、森林浴を組み合わせた健康づくりの推進
- 8020運動*等の生涯を通じた歯の健康づくりの推進

高齢者の自立・安心を高める暮らし

高齢者が自立し安心して暮らしていくための環境を整えるとともに、高齢者の生活を地域住民が支え合う取組を推進します。

主な手立て

- 公共施設のバリアフリー化や、ユニバーサルデザイン*の視点に立った住宅・住環境の整備推進
- 都市計画や福祉施策等と連携したまちなか居住などにより、中心市街地に安心とにぎわいを創出するまちづくりの推進
- 福祉有償運送*など地域が主体となった高齢者の移動手段の確保
- 高齢者が地域において健康で自立した生活を維持できるように包括的に支援する「地域包括支援センター」の機能充実
- 消費者被害の未然防止や相談体制の整備
- 高齢者を地域が支える共助の考え方を重視した、福祉のまちづくりの推進
- 安全・安心に買い物ができる商店街形成に向けた取組の推進

より自分らしく、人生100年の生きがいづくり

高齢者の働きがいづくり

高齢者が、これまでの経験や知識を発揮できる柔軟な就業の仕組みづくりを推進します。

主な手立て

- 就業時間、働き方にゆとりをもったワークスタイルの推進
- 高齢者が再挑戦する働く場の創出促進
- 熟練技能者などが有する技術・技能等の若年者への伝承促進

高齢者の社会参加の促進

高齢者の積極的な社会参加を促すため、参加を希望する人の能力やニーズに応じて、豊富な経験が生かせる環境づくりを推進します。

主な手立て

高齢者の社会参加へのニーズをマッチングできる仕組みづくり

高齢者の知識や技能を学校や地域で生かすことができる仕組みづくり

好機をつかめ！ 高齢者市場への挑戦

高齢者市場*をターゲットにしたビジネスの振興

超高齢化社会*の到来により、高齢者向けの財・サービスに対するニーズが一層増大することが予想されるため、北海道の新たな成長につながる高齢者ビジネスへの起業・参入を促進します。

主な手立て

時間や資金に余裕のある高齢者を対象とした、ゆとり観光や海洋療法*などの推進

移住関連ビジネス活性化のための環境づくりの推進

高齢者の暮らしをサポートするビジネスの展開促進

シニアメニューの開発など、健康を意識した食品産業の振興

空き店舗の活用など、商店街におけるビジネスの場の提供

高齢者自身も主体となったビジネスの振興

高齢者自身も主体となったコミュニティビジネス*などを各地域で振興することにより、地域活力の創出を図ります。

主な手立て

高齢者を対象とした経営、会計などの知識や技術の習得に対する支援の充実

コミュニティビジネスや社会起業*、NPO*活動など、「新しい公共*」を形成するためのコミュニティファンド*の創設

社会で取り組む、のびのび子育て戦略

子育てする親の働き方を見直すとともに、子育ての素晴らしさを地域社会全体で分かち合い、子どもにやさしい社会を構築します。

ねらい

(懸念される少子化の影響)

北海道では、全国を上回る速さで少子化が進行し、女性が一生の間に生む平均の子どもの数を示す合計特殊出生率は、平成18年では1.18(全国平均1.32)と、全国でも低い水準にあります。

その要因や背景には様々なことが考えられますが、少子化の進行は将来の生産人口の減少など、経済活動や地域社会の活力低下につながる懸念されます。

(働き方を変え、子育てを強化)

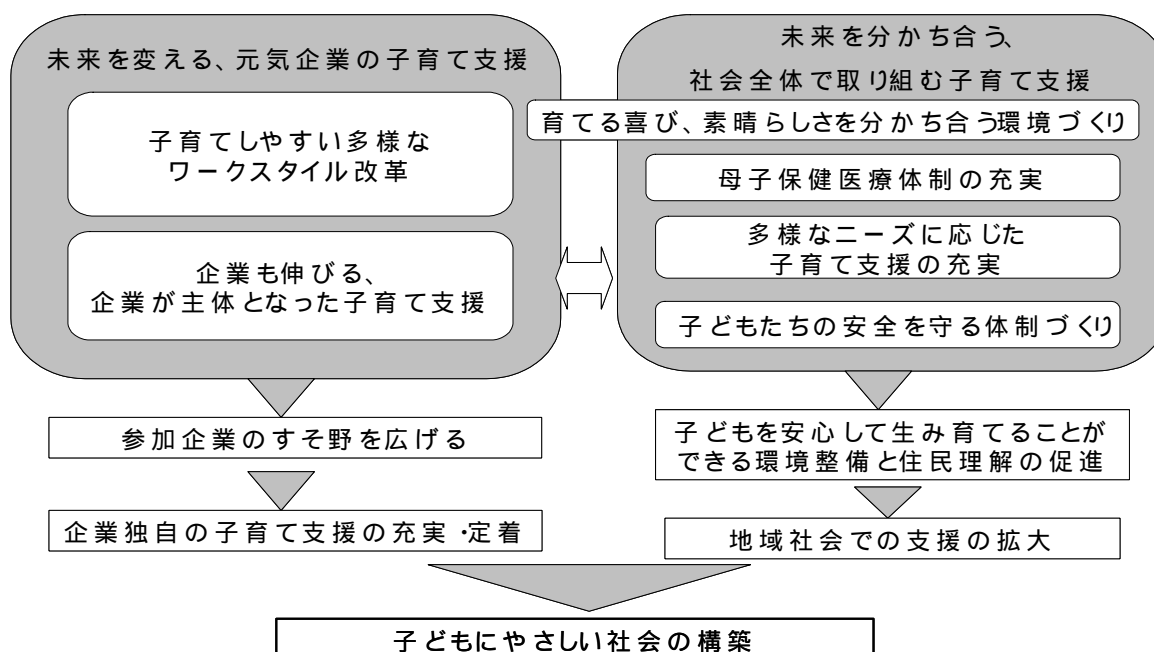
少子化の流れを変え、安心して子どもを育てることができるよう、企業が自ら積極的に仕事と子育ての両立支援対策や働き方全般を通じた改革を行うなど、仕事と生活が調和した環境づくりを進めます。

また、母子保健医療体制の整備や多様な保育サービスの充実などの子育て支援体制づくり、さらには、子どもたちの安全を守る取組など、地域が一体となった取組を推進します。

(子育ての素晴らしさを分かち合う社会の構築)

子育ての素晴らしさを地域社会に住む多くの人が分かち合える、子どもたちにやさしい社会を構築します。

道すじ



戦略展開の柱

未来を変える、元気企業の子育て支援

親の就業環境が子育てに大きく影響することから、企業などとの連携を強化し、親が多様なワークスタイルを選択でき、育児と仕事が両立できる環境整備を推進します。

また、こうした子育て支援に積極的な企業は、優秀な職員の確保や企業イメージの向上など、企業にとって大きなメリットがあることから、子育てに積極的な企業のすそ野を広げる取組を推進していきます。

未来を分かち合う、社会全体で取り組む子育て支援

子育ての素晴らしさを、すべての人がしっかりと理解し喜びを分かち合いながら社会全体で出産や子育て、子どもの成長をしっかりと支えることができる環境づくりを進めます。

また、核家族化が進行する中で、出産後数年は、特に母親にかかる負担が大きいため、育児の不安や負担軽減のための取組を推進するとともに、母子保健医療体制の整備や多様なニーズに応じた子育て支援の充実などの取組を推進します。

さらに、すべての子どもたちが安心して暮らすことができるよう、家庭、学校、地域住民、NPO*、行政などが緊密に連携し、地域社会全体で子どもたちの安全確保に向けた取組を推進します。

《指 標》

	指標名	現状値	目標値
14	保育所入所待機児童数(人)	638 (平成18年度)	待機児童ゼロ (平成29年度)
15	子育てを支援する企業の割合(%)	0.164 (平成17年度)	大企業100、中小企業25 (平成29年度)
16	育児休業取得率(%)	男性:2.8 (平成18年度)	10 (平成29年度)
		女性:84.9 (平成18年度)	85 (平成29年度)
17	女性(25~34歳)の就業率(%)	58.5 <全国平均 61.5> (平成17年)	全国平均値 (平成29年)

手立て

未来を変える、元気企業の子育て支援

子育てしやすい多様なワークスタイル改革

子育てしている親が、安心して快適に働くためには、家庭環境や収入、ニーズに合わせた多様な働き方が求められることから、行政と企業が連携した労働環境の整備を推進します。

主な手立て

仕事と育児の両立や女性の再就職ニーズを踏まえた多様な就労環境の整備促進

育児休業取得の促進など、父親が育児に参加しやすい環境づくり

「母子家庭等就業・自立支援センター*」による母子家庭等に対する就業支援等の充実

中小企業の連携による保育施設の設置・運営などの促進

企業も伸びる、企業が主体となった子育て支援

企業間のネットワークや企業と行政の協働等による子育て支援の取組を進め、社会全体による子育て支援の輪を全道に広げます。

主な手立て

企業等による乳幼児を抱える親への育児協力・支援の強化

子育て中の世帯に対する「買い物割引制度」の創設と全道展開

企業や団体による全道規模の組織「北海道すきやき隊*（子育て応援団）」の活動の推進

子育て支援に取り組む企業に関する情報提供やPRの推進

未来を分かち合う、社会全体で取り組む子育て支援

育てる喜び、素晴らしさを分かち合う環境づくり

若い世代に子育てに対する漠然とした不安感や負担感が広まっていることから、家庭をもつことの意義や子育ての素晴らしさを正しく理解してもらう取組を推進します。

主な手立て

次代の親となる若い世代と妊婦等との交流機会創出、子育て体験PR事業の展開

幼児期からの読書活動を推進する「ブックスタート事業*」の拡大

父親の子育てに関する意識改革

母子保健医療体制の充実

子どもを安心して生むことができ、生まれてきた子どもたちの健康を守る体

制づくりを推進します。

主な手立て

子どもを望む夫婦や子育て世代に対する不妊治療*費、乳幼児医療費の支援拡充

周産期*医療体制の整備促進

小児救急医療体制の整備促進

多様なニーズに応じた子育て支援の充実

子育てに係る負担感の軽減や孤立化を防ぐため、地域社会が一体となった子育て支援の取組を推進します。

主な手立て

地域ぐるみの子育て支援の拠点となる「地域子育て支援センター*」、「つどいの広場*」の整備促進

地域の子育てボランティアによる「せわずき・せわやき隊*」の結成の促進

延長保育や休日保育など、就労する親のニーズに合った保育体制づくり

乳幼児がいる家庭への訪問などのケア体制の整備促進

子育て支援住宅の普及促進、子育てをしている家庭に対する居住環境整備の推進

子どもたちの安全を守る体制づくり

子どもたちが、安心して学び、遊び、暮らすことができるよう、安全確保に向けた地域ぐるみでの取組を推進します。

主な手立て

道民、民間企業・団体、行政等が連携し、事故や事件、犯罪から子どもを守る「子どもの安全を見守る運動」の推進

子どもたちが様々な危険を予測し、回避することができる能力の育成を図る交通安全、防犯、防災教育の充実

子どもたちの放課後の居場所となる「放課後児童クラブ*」、「放課後子ども教室*」の設置促進

地域ぐるみで青少年の健全育成を支える取組の推進

次代につなぐ、新エネルギーフロンティア戦略

地域資源を活用した多様な自立型のエネルギーを利用する社会を構築するとともに、温室効果ガス*の排出抑制による地球温暖化*の防止に貢献します。

ねらい

(不安要素を抱えるエネルギーと地球温暖化への懸念)

エネルギーを専ら輸入に頼っている我が国は、世界的なエネルギー需要の増大など、エネルギー供給に不安要素を抱えています。また、地球温暖化への懸念から、温室効果ガスの排出量の削減が国際的にも求められています。

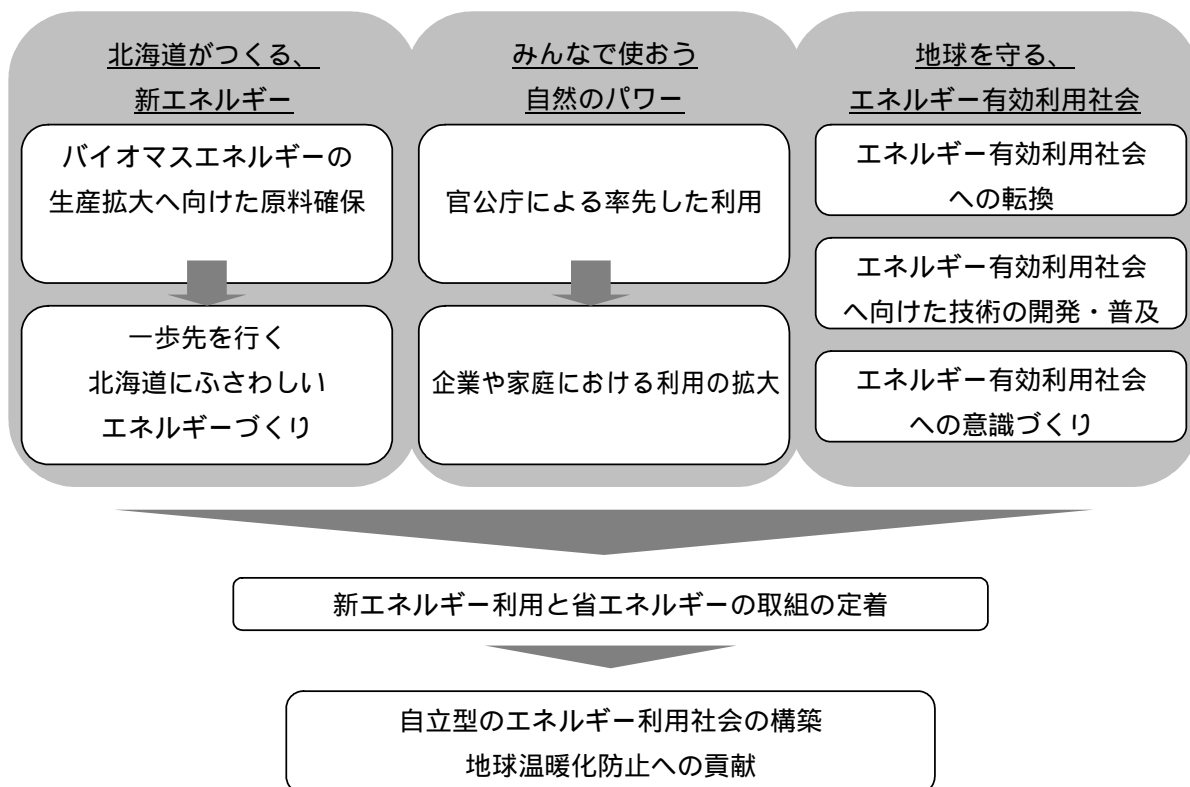
(新エネルギーの利用とエネルギー有効利用社会への転換)

本道に豊富に存在するバイオマス*などを生かした新エネルギー*の利用を進めるとともに、新エネルギーの利用と省エネルギーの取組が定着したエネルギーを有効利用する社会への転換に向けた取組を他の地域に先駆けて行います。

(自立型のエネルギーを利用する地球環境にやさしい社会の構築)

地域内において新エネルギー関連事業が展開するなど、経済の活性化を図るとともに、自立型のエネルギーを利用し、温室効果ガスの排出を抑えた地球環境にやさしい社会を構築します。

道すじ



戦略展開の柱

みんなで使おう自然のパワー

官公庁における新エネルギー*の率先した利用を進めることにより、需要の拡大を図るとともに、企業や家庭における新エネルギーの利用を促します。

また、新エネルギーを利用することに対する評価や設備の導入を促すことなどにより、企業や家庭における新エネルギーの需要の拡大を進めます。

こうした取組により、北海道全体の利用を進めるとともに、新エネルギーの供給の拡大を促します。

北海道がつくる、新エネルギー

新エネルギーの需要が拡大することにより、安定的な供給も必要とされます。こうしたことから、北海道の地域資源を活用したバイオマスエネルギー*の生産を先導的に進めます。

さらに、新エネルギーの安定的な供給の拡大をめざし、水素を利用した燃料電池*など、将来を見据えたエネルギーや、新エネルギーの効率的な生産の研究を進めます。

地球を守る、エネルギー有効利用社会

化石燃料*への依存度の高い生活や事業活動からの脱却に向け、新エネルギーの需要と供給の拡大を進めるとともに、新エネルギーの利用と省エネルギーの取組が定着したエネルギーを有効利用する社会への転換を進めます。

《指 標》

	指標名	現状値	目標値
18	新エネルギー導入量 (万キロリットル(原油換算))	142.2 (平成16年度)	193.6以上 (平成29年度)
19	温室効果ガス*差引排出量 (万tC(炭素換算トン))	2,070 (平成15年度)	1,827以下 (平成29年度)

18新エネルギー導入量については、国における「京都議定書目標達成計画」及び「新エネルギー導入目標」の見直し状況を勘案して、目標値の見直しを検討します。

19温室効果ガス差引排出量については、国における「京都議定書目標達成計画」の見直し状況及び道の「地球温暖化防止計画」の目標値を勘案して、見直しを検討します。

手立て

みんなで使おう自然のパワー

官公庁による率先した利用

企業や家庭における利用の拡大を促すため、官公庁において率先した新エネルギー*の利用を進めます。

主な手立て

公共交通機関や公用車燃料へのバイオエタノール*、バイオディーゼル*などの新エネルギー導入の推進

官公庁庁舎や住民センターなどの公共施設への太陽光発電*システムや木質ペレット*などの新エネルギー導入の推進

企業や家庭における利用の拡大

企業や家庭における新エネルギー利用の拡大のため、新エネルギーを利用する企業などの社会的な評価を高めるなどの誘導策を展開します。

主な手立て

新エネルギーを利用する環境にやさしい企業の認定、表彰

新エネルギーの利用設備、機器導入の促進

新エネルギー利用を促す資金面における支援制度などの枠組みづくり

北海道がつくる、新エネルギー

バイオマスエネルギーの生産拡大へ向けた原料確保

バイオエタノールなどのバイオマスエネルギー*の生産拡大のため、食料の安定供給などへの影響を考慮しながら、未利用資源の活用など原料の安定確保を進めます。

主な手立て

食料生産と両立した原料の安定確保の促進

稲わら、林地残材*など、未利用資源活用の促進

資源作物*の低コスト生産技術など試験研究の推進

一歩先を行く北海道にふさわしいエネルギーづくり

多様な自立型のエネルギーの利用を進めるため、将来を見据えたエネルギーの研究や、より効率的なエネルギーの生産・利用の研究を進めます。

主な手立て

水素を利用した燃料電池*など、将来を見据えたエネルギーの可能性の調査、研究推進

新エネルギー需給に係る生産・流通コストや効率性の研究推進

地球を守る、エネルギー有効利用社会

エネルギー有効利用社会への転換

雪氷などの地域資源を生かした新エネルギー*の利用や、ウォームビズ*やクールビズ*の普及など、新エネルギーの利用と省エネルギーの取組が定着したエネルギーを有効利用する社会への転換を図ることにより、化石燃料*への依存度の高い生活や事業活動からの脱却を進めます。

主な手立て

- ウォームビズ・クールビズの普及、公共交通機関の積極的利用の促進
- E S C O*事業の活用など、設備、機器、建築物などのエネルギー効率改善の推進
- モーダルシフト*などによる、エネルギー利用効率の高い貨物輸送の促進
- 地域の住民、企業などが連携し、廃食用油からのバイオディーゼル*や雪氷冷熱による食品貯蔵などの地域に密着した新エネルギーの利用促進

エネルギー有効利用社会へ向けた技術の開発・普及

エネルギー有効利用社会への積極的な転換を促すため、それに対応した技術の開発と普及を進めます。

主な手立て

- 大学、企業、試験研究機関などが連携したエネルギー利用効率の高い住宅、設備、機器の開発と普及の促進
- 地域特性に応じたエネルギー利用効率の高い住宅、設備、機器の普及に向けた公共施設への率先導入

エネルギー有効利用社会への意識づくり

他の地域に先駆けて、エネルギー有効利用社会を築き上げるため、新エネルギーの利用と省エネルギーの積極的な取組についての周知、意識づくりを進めます。

主な手立て

- 二酸化炭素排出量の削減へ向けた北海道独自の環境目標の設定
- 積極的な取組を進めている企業、団体などの表彰・P R
- 学校、地域、職場における普及啓発の推進
- 新エネルギー利用の先進事例などの情報提供の推進

未来へ贈る、人と自然の共生社会創造戦略

豊かな北海道の自然環境の価値を損なわない適正な保全と利用を進めるとともに、自然環境への負荷を低減することにより、人と自然が共生する美しい社会を構築します。

ねらい

(懸念される自然環境への影響)

多くの人々の利用に伴い、一部の地域では北海道の美しく豊かな自然環境への影響が懸念されており、これを未来の世代へと引き継いでいくためには、適正な保全と利用、また、生活や事業活動に伴う自然環境への負荷の低減が求められています。

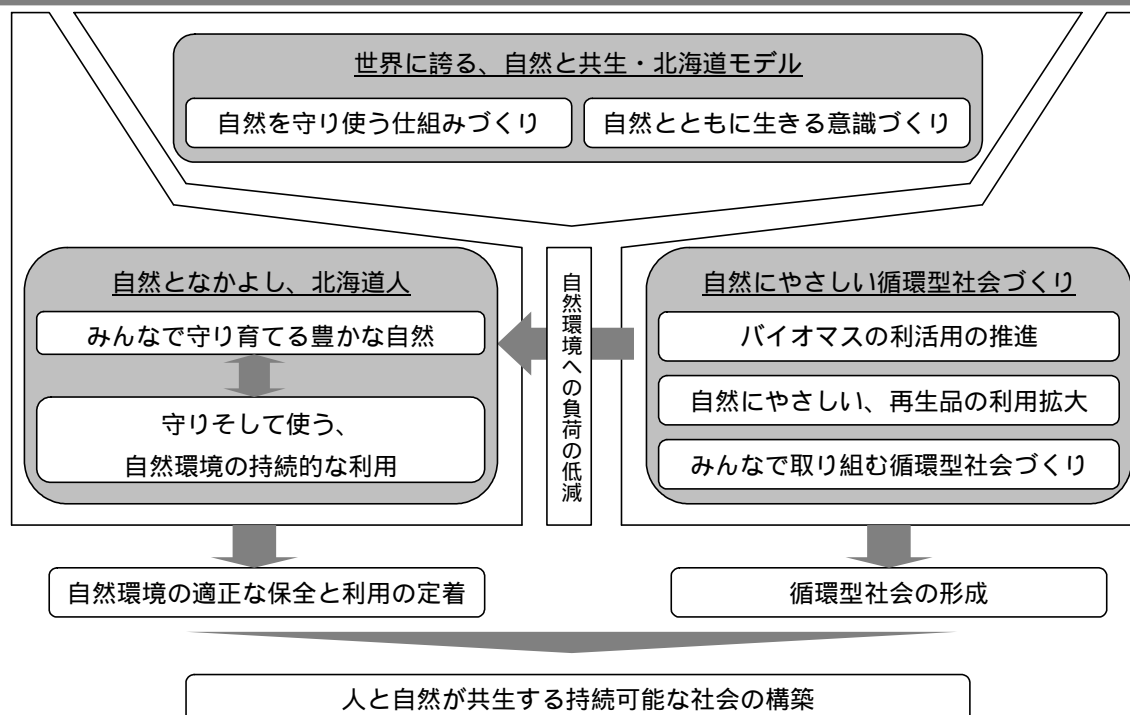
(「自然と共生・北海道モデル」の構築)

自然環境の適正な保全と利用を図るための北海道独自の仕組みの構築と、その仕組みを普及させるための意識づくりを併せて行う「自然と共生・北海道モデル」を構築し、適正な保全と利用を進めるとともに、自然環境への負荷の少ない循環型社会*の形成を進めます。

(人と自然が共生する社会の構築)

未来の世代に、世界に誇る美しく豊かな自然環境を守り引き継いでいく、人と自然が共生する美しい社会を築きます。

道すじ



戦略展開の柱

世界に誇る、自然と共生・北海道モデル

多様な主体が連携した豊かな自然環境の適正な保全と利用を図るルールづくりや、その取組を進める体制づくり、そして、自然とともに生きる意識づくりを地域の様々な実情に応じつつ進めることにより、「自然と共生・北海道モデル」の構築を進めます。

自然となかよし、北海道人

「自然と共生・北海道モデル」の考え方を基礎としながら、知床世界自然遺産の厳格な保全を始めとして、森林の保全や水辺の環境保全など自然環境を守り、そして、その資源を適正に利用した様々な事業活動など自然環境の活用に取り組むことにより、北海道の美しく豊かな自然環境を未来の世代に引き継いでいきます。

自然にやさしい循環型社会づくり

北海道の豊かな自然環境を未来の世代に引き継いでいくため、豊富に存在するバイオマス*の効率的な利用や、再生品の利用拡大の推進などに道民が一丸となって取り組むことにより、自然環境に与える負荷の少ない循環型社会*を形成します。

《指 標》

	指標名	現状値	目標値
20	自然公園利用者数(万人)	都道府県順位 2 位 (4,690) (平成17年)	都道府県順位 2 位以内 (平成29年)
21	ごみの排出量(1人1日当たり) (グラム/人・日)	1,222 (平成16年度)	1,100 (平成29年度)
22	ごみのリサイクル率(%)	15.3 (平成16年度)	24.0 (平成29年度)

21ごみの排出量及び22ごみのリサイクル率については、環境省の「一般廃棄物処理事業実態調査(調査方法変更)」が今夏に公表される予定であることから、その時点で目標値を見直します。

手立て

世界に誇る、自然と共生・北海道モデル

自然を守り使う仕組みづくり

地域の様々な実情に応じた自然環境の適正な保全と利用のルールづくりや、多様な主体が連携して取り組む体制づくりを進めることにより、自然環境を守り使う仕組みを構築します。

主な手立て

自然環境の適正な保全と利用を図るルールづくりの全道展開と普及啓発
住民、企業、団体、NPO*、行政などの多様な主体が連携した体制づくり

自然とともに生きる意識づくり

環境教育の推進など、「自然と共生・北海道モデル」の構築に必要な意識の醸成を進めます。

主な手立て

環境にやさしいライフスタイルの確立に向けた行動計画の策定とその普及による意識づくりの推進
道民の自然環境を守る意識を高める、地域特性を踏まえた環境教育の展開
環境保全に成果を上げた企業を評価する仕組みづくり
知床世界自然遺産など、世界に誇る自然環境の情報発信

自然となかよし、北海道人

みんなで守り育てる豊かな自然

森林の保全や水辺の環境保全など、「自然と共生・北海道モデル」の考え方を基礎として、自然環境を守り育てる取組を進めます。

主な手立て

企業や住民の参加など、多様な手法による森林整備の取組拡大
居住地周辺の森林、原野などの身近な自然の保全の促進
流域で連携した水辺林の植樹活動など、水辺における環境保全機能の維持、回復、増進の促進

守りそして使う、自然環境の持続的な利用

「自然と共生・北海道モデル」の考え方を基礎として、自然環境を守りその価値を高めるとともに、適正な利用を進めます。こうしたことにより、地域経済の活性化と環境の保全を進め、豊かな自然環境を未来の世代に引き継いでいきます。

主な手立て

エコツーリズム*など自然環境にやさしいツーリズムの推進
環境管理システムの導入など自然環境にやさしい事業活動の確立と普及の
促進
森林療法*など、癒しと健康に着目した森林の活用
新たなエゾシカ個体数管理手法の研究など自然環境の適正な保全と利用の
ための技術開発の促進
大雪・日高山系の世界自然遺産登録へ向けた運動の推進

自然にやさしい循環型社会づくり

バイオマスの利活用の推進

北海道にはバイオマス*が豊富に存在しています。こうした資源の利活用を進めることにより、自然環境への負荷の少ない、北海道にふさわしい循環型社会*を築きます。

主な手立て

家畜ふん尿、生ごみなどの効率的な利活用の促進
農産物や林地残材*などの未利用バイオマスの利活用促進
バイオマスタウン*の積極的展開の促進

自然にやさしい、再生品の利用拡大

再生品の利用を拡大し、再生品市場の形成を促進することにより、資源の循環的利用を図り、自然環境への負荷の低減を進めます。

主な手立て

認定制度を利用した再生品のブランド化の推進
官公庁による再生品の積極的な利用
北海道にある技術基盤を活用したりサイクル関連産業の振興
再生品に関する情報提供、利用へ向けた道民の意識づくりの推進

みんなで取り組む循環型社会づくり

道民一人一人の自然環境に配慮する意識を高め、廃棄物の発生抑制・再利用・リサイクルへの取組を定着させるなど、自然環境への負荷の少ないライフスタイル・事業活動への転換を促します。

主な手立て

道民一丸となった3R*運動の展開
買い物の際のマイバッグ運動*など環境に配慮したライフスタイルの全道展開
キッズISO14000プログラム*の全道展開などによる道民意識の高揚
事業者が行う廃棄物の発生・排出抑制の取組に対する支援や、リサイクルなど循環的利用の促進

信頼の絆で支える、地域力増強戦略

多様な主体が連携して身近な課題を解決し、地域の価値を高める力である「地域力」の育成・向上を進め、活力ある地域を構築します。

ねらい

(多様化・複雑化する地域課題)

地域社会を取り巻く環境や住民のライフスタイル・価値観の変化などに伴い、地域ニーズや課題の多様化、複雑化が進んでおり、地域課題の解決には、行政だけではなく地域の多様な主体の自発的な取組が欠かせなくなっています。

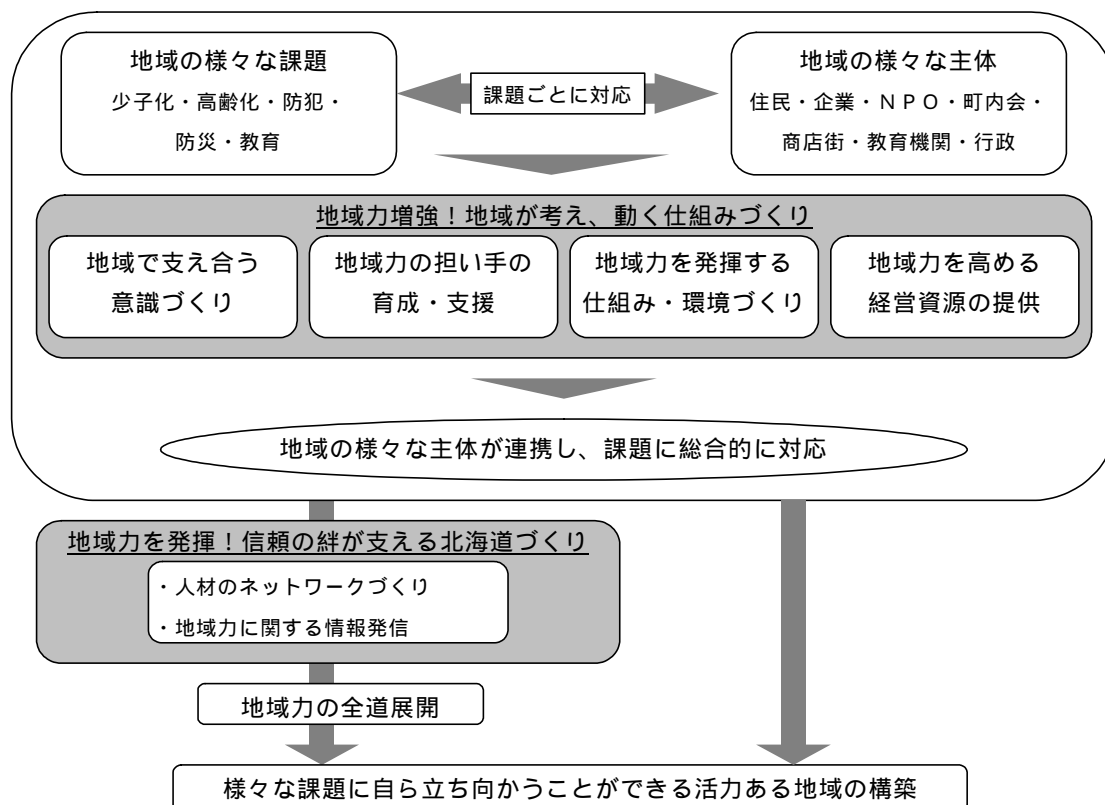
(多様な主体の連携強化)

住民、商店街、NPO*、企業、行政などの多様な主体が連携して、内発的に地域の課題を解決し、価値を高める力である「地域力」の育成・向上に向けた取組を進めます。

(活力ある地域社会の構築)

地域において一人一人が輝きを増し、その絆を深めることによって地域全体の価値を高め、様々な課題に自ら立ち向かうことができる活力ある地域社会を築きます。

道すじ



戦略展開の柱

地域力増強！地域が考え、動く仕組みづくり

地域力への理解を深めるとともに、様々な主体と連携する意識などの醸成を図ることにより、活動を担う人材の育成・支援を進めます。

また、課題解決などに向けたアドバイスを行う支援体制や、地域力を発揮するための活動体制を構築するとともに、地域の絆を深めるための環境の整備を進めます。

こうした取組により、地域力の育成・向上を進めるとともに、地域力を発揮するための仕組みを構築します。

地域力を発揮！信頼の絆が支える北海道づくり

地域力に関する情報発信や活動団体のPRなどにより、地域力への理解や意識の高揚を進めます。

また、人材のネットワークづくりの促進や各種制度を利用した資金面の支援などにより、地域力の拡大を促します。

こうした取組により、地域力の全道各地への展開を進めます。

《指 標》

	指標名	現状値	目標値
23	住民参加と協働のまちづくりを推進する市町村数(市町村)	27 (平成18年度)	180 (平成29年度)
24	NPO*法人数(人口10万人当たり)	都道府県順位16位 (18.0) (都道府県順位10位) (20.2) (平成17年度)	都道府県順位10位以内 (平成29年度)
25	ボランティア活動に参加した道民の割合(%)	都道府県順位35位 (28.1) (都道府県順位20位) (32.1) (平成13年)	都道府県順位20位以内 (平成29年)

手立て

地域力増強！地域が考え、動く仕組みづくり

地域で支え合う意識づくり

地域の住民、商店街、NPO*、企業などの地域力に対する理解を深めるとともに、地域の課題や実情を把握し自ら解決に取り組む意識や様々な主体と連携する意識などの醸成を進めます。

主な手立て

- 研修会、講座などを利用した意識醸成の推進
- 小中学校における身近な地域についての学習の充実
- 高校生、大学生によるボランティア活動への取組の促進
- 地域安全情報の発信などによる自主防犯意識の醸成
- 地域を学び地域への愛着を高める地域学の推進
- ボランティア休暇*の導入など、地域力の担い手としての活動に対する支援の充実

地域力の担い手の育成・支援

様々な地域課題の解決に向けた地域力の発揮に取り組む人材の育成を進めるとともに、持続的な活動を促すための支援を行います。

主な手立て

- 企業、町内会、商店街、NPO*などにおける地域活動を担うリーダーの育成
- 防犯ボランティアリーダー*の養成
- 外から地域を見る視点を育成するための他地域との人材の交流
- 地域課題へ取り組むための知識、技術の習得支援

地域力を発揮する仕組み・環境づくり

地域の様々な課題に対応するため、住民、商店街、NPO、企業などの多様な主体が参加した、地域力を発揮する体制づくりを進めます。

また、地域力を効果的、効率的に発揮するため、住民、商店街、NPO、企業などの交流頻度、交流密度を高めるなど、地域の絆を深めることのできるまちづくりを進めます。

主な手立て

- 地域の子育てボランティアによる「せわずき・せわやき隊」や「子どもの安全を見守る運動」などの住民参加による活動の、健康づくりや福祉などの様々な分野への拡大
- 自主防犯ボランティア組織の普及と活動支援の推進
- 地域の道路、河川、公園などの公共施設における住民との協働による管理の促進

地元の企業と大型店が連携した商品開発や販売など、商業者の機能、ノウハウを生かした地域づくりの促進

商店街の空き店舗や廃校舎などを活用した交流の場づくりの促進

福祉施策などと連携したまちなか居住などによる、中心市街地に安心とにぎわいを創出するまちづくりの促進

福祉有償運送など、地域が主体となった移送対策の促進

地域力を高める経営資源の提供

地域力のさらなる向上を図り、持続的な取組とするため、地域力に関するアドバイスや、知識、技術の習得などの支援を行います。

主な手立て

地域力に関するアドバイスなどを行う支援機能の充実

大学がもつ知的・人的資源の活用など、地域の課題解決に向けた大学との連携促進

地域力を発揮した取組のビジネス化に向けた経営、会計などの知識や技術の習得に対する支援の充実

コミュニティビジネス*や社会起業*、NPO*活動など、「新しい公共*」を形成するためのコミュニティファンド*の創設

地域力を発揮！信頼の絆が支える北海道づくり

地域力向上に向けた取組の全道各地への展開を図るため、情報発信による地域力への理解を深めるとともに、人材のネットワークづくりや各種制度を利用した資金面などの支援を充実します。

主な手立て

ホームページ、広報紙などの各種広報媒体を利用した地域力に関する情報発信

他地域における取組事例などの情報提供

地域活動を担うリーダーのネットワークづくりの促進

自治体の枠を越えた広域的な課題に対応するためのコーディネート機能の充実

地域力を発揮して課題に対応する取組への官民の資金を利用した支援

計画の推進に当たって

計画の推進に当たって

1 計画推進の考え方

(多様な主体による協働の取組)

この計画は、道民が主役となった取組を大切にし、道民の皆さんと道がともに考え、ともに行動するための指針であり、計画を着実に進めるためには、行政のみならず道民の皆さんをはじめ多様な主体による協働の取組が不可欠です。

(道民の参画と「新しい公共*」の取組)

このため、インターネットなどの効果的な活用により、計画の推進状況や政策情報などを広く道民に公開し、政策の立案段階から道民の参画を促すとともに、多様な民間主体によって公共的なサービスが提供される「新しい公共」の取組の拡大に向け、パートナーシップ意識の醸成や環境整備を進めます。

(民間の活力を生かす取組)

また、民間の知恵や工夫を生かした多種多様な取組を活発に展開するため、構造改革特区等の制度も活用しながら、規制緩和や企業とのタイアップ事業などの民間の活力を生かす取組を進めます。

(道の行財政改革の推進)

地方分権改革の進展や危機的な財政状況などを踏まえ、道はこれまでの道政のあり方や枠組みを抜本的に見直す行財政改革に取り組んでいます。

計画を推進する上では、限りある財源や人員等を効果的に活用できるよう、行財政運営システムの見直しや職員の政策形成能力の向上、民間開放の推進などを一層進め、「官から民へ」の流れを加速しながら道民サービスの向上に努めます。

2 計画の効果的な推進

(1) 特定分野別計画

この計画は、将来を展望しためざす姿と、道政全般を視野に入れた政策展開などを示すものであり、産業や保健・医療・福祉、教育などの分野ごとの具体的な推進方策については、基本構想編第3章の「政策展開の基本方向」やほっかいどう未来づくり戦略編に掲げる戦略に沿ってそれぞれの分野別計画（特定分野別計画）を策定し、計画と一体で推進することにより、実効性の確保に努めます。

特定分野別計画の策定に当たっては、達成すべき目標水準や関係する主体の役割分担を明らかにするよう努めるとともに、推進に当たっては、多様な主体との協働や民間の活力を生かす取組の促進に努めます。

(特定分野別計画の主なものは、附属資料「主な特定分野別計画一覧」

のとおりです。)

(2) 連携地域ごとの「政策展開方針(仮称)」

地域づくりの具体的な推進方策については、基本構想編第4章の「地域づくりの基本方向」に基づいて、連携地域ごとの「政策展開方針(仮称)」を策定し、計画と一体で推進することにより、実効性の確保に努めます。

「政策展開方針(仮称)」の策定に当たっては、各連携地域の特性に応じて地域ごとのめざす姿や重点的に取り組む政策を明らかにするとともに、この推進に当たっては、多様な主体との協働や民間の活力を生かす取組の促進に努めます。

(3) 施策・事業の効果的な展開

(道の重点政策等の展開)

各年度の道の重点政策については、この計画の基本構想編第3章「政策展開の基本方向」やほっかいどう未来づくり戦略編に掲げる戦略に沿って展開するとともに、この計画と知事公約との一体的な推進を図り、実効性の確保に努めます。

(目標管理型行政運営システムの導入)

「新たな行財政改革の取組み」に基づき、平成20年度から導入する「目標管理型行政運営システム」の下で、総合計画を起点とする施策推進体系に沿って各施策の業務目標・成果指標を設定するとともに、その達成状況を客観的に評価し、予算・組織編成へ着実に反映するなど、政策評価・予算・組織がより一体となった行財政運営に努めます。

3 計画の推進管理

(点検・評価の実施)

この計画の推進管理に当たっては、指標の進ちょく状況はもとより、分野別に策定する計画等の推進管理を通じて、道の施策事業や、道民や企業等との協働の取組状況などを常に把握します。

また、計画の推進状況について、3年から4年ごとに、北海道総合開発委員会の意見を伺いながら中期的な点検・評価を行い、その結果を公表します。

点検・評価に当たっては、必要に応じて道民意向調査などを行うとともに、経済社会情勢の変化を適切に把握するための調査・研究を実施します。

(計画の見直し)

点検・評価の結果や経済社会情勢の変化、さらには国における各種計画の策定状況なども踏まえながら、必要に応じて計画の見直しを検討します。

附 属 资 料

計画原案策定までの経過

1 北海道総合開発委員会（知事の附属機関）

北海道総合開発委員会に計画部会を、さらに部会の下に2つの専門小委員会を設置（平成18年4月）し、計画に関する論議をいただいている（おおむね月1～2回、専門小委員会を開催）。

基本構想専門小委員会

計画の組立、基本構想、計画の策定手法、計画の推進手法等について調査審議

重点プラン専門小委員会

戦略的視点に立った複数の重点プラン（「ほっかいどう未来づくり戦略」）について調査審議

2 新しい総合計画検討委員会

副知事を委員長に知事部局や各支庁、教育庁、警察本部、企業局を構成員とする検討委員会を設置し、全庁的な取組体制のもとで策定作業を進めている（節目ごとに委員会を開催）。

3 道民等意向の把握

新しい総合計画の策定に当たっては、道民、市町村、企業、団体、NPO法人等の幅広い参画を得て、策定過程を重視した計画づくりに努めることとし、従来のアンケート形式による調査に加え、意見交換会、計画モニター、企業訪問等の双方向・対話型の手法を活用した意向調査を実施した。

（1）身近な生活や北海道の将来等に関する意向把握調査

調査名	実施内容
道民ニーズ調査	<p>時期：平成17年10月及び平成18年5月</p> <p>対象：道内に居住する満20歳以上の男女 平成17年度：2,500人、平成18年度：3,000人</p> <p>方法：郵送によるアンケート調査（選択式）</p> <p>回答：平成17年度：1,391人（回収率55.6%） 平成18年度：1,602人（回収率53.4%）</p>
市町村意向調査	<p>時期：平成18年5月</p> <p>方法：電子メールによるアンケート調査（記述式）</p> <p>回答：道内180市町村</p>
企業等意向調査	<p>時期：平成18年5月～6月</p> <p>対象：企業 572、全道的団体 380、NPO法人 504</p> <p>方法：郵送によるアンケート調査（選択式・一部記述式）</p> <p>回答：企業 357（回収率62.4%）、全道的団体285（回収率75.0%）、 NPO法人 300（回収率59.5%）</p>
市町村長との意見交換会	<p>時期：平成18年5月～10月</p> <p>方法：市町村長との意見交換会（14支庁）</p>

第1回地域と未来を語る会	時期 ：平成18年7月～10月 方法 ：地域住民参加による意見交換会（14支庁） 参加者 ：128人
北海道未来展望 カレッジ企業等訪問	時期 ：平成18年7月～平成19年2月 内容 ：道内の6大学と連携して開催した市民を対象とする公開講座 （北海道大学、公立はこだて未来大学、旭川大学、東京農業大学生物産業学部、帯広畜産大学、釧路公立大学） 時期 ：平成18年7月～12月 件数 ：企業 25、NPO法人 17
計画モニター	登録者数 ：75人(平成18年度末現在)

(2) 「新しい総合計画の骨格」(素案)に関する意向把握調査

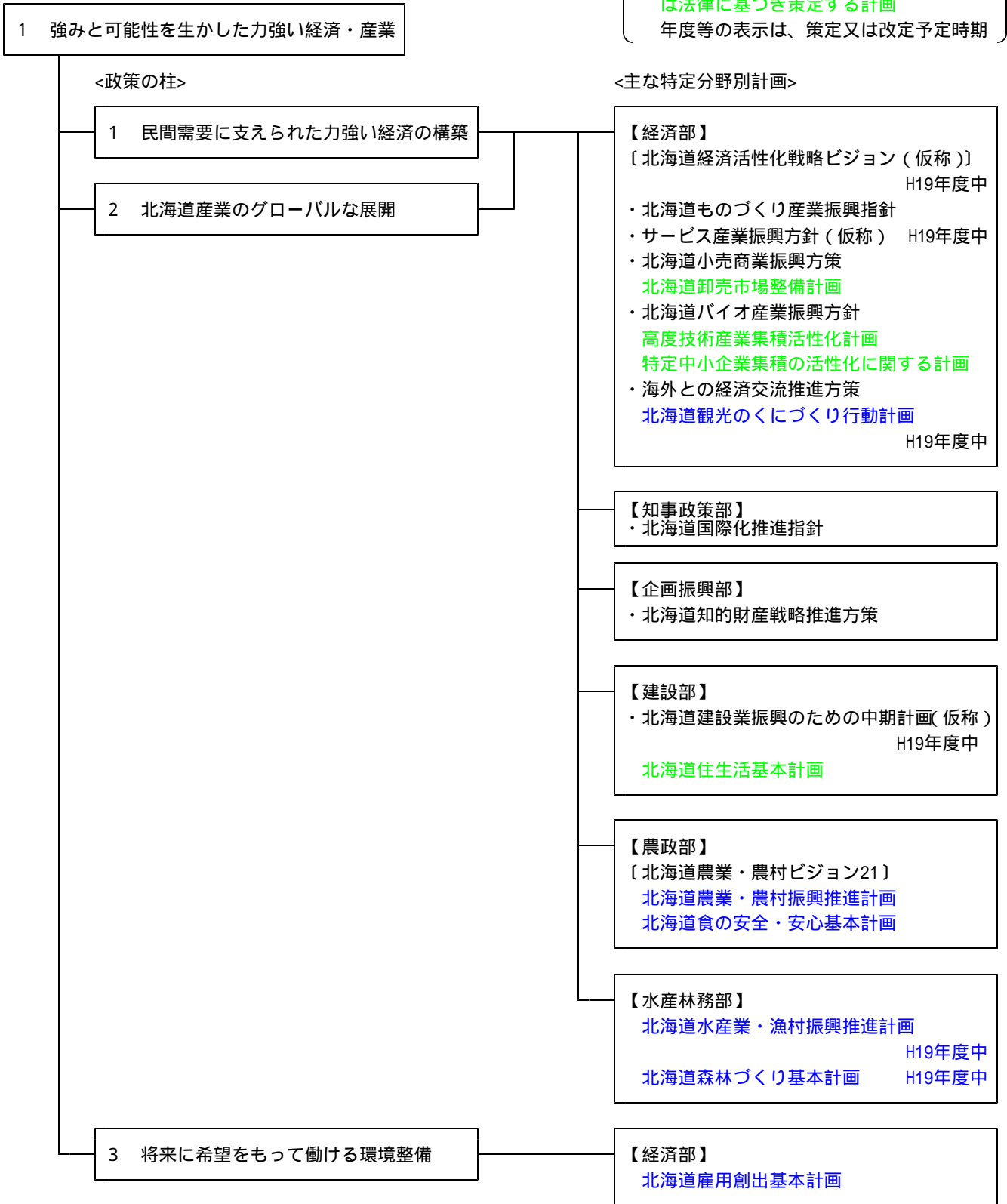
調査名	実施内容
道民意見提出手続 (パブリックコメント)	時期 ：平成18年12月15日～平成19年1月22日 意見 ：89件
第2回地域と未来を語る会	時期 ：平成18年12月～平成19年2月 方法 ：地域住民の参加による意見交換会（14支庁） 参加者 ：140人
市町村意向把握	時期 ：平成18年12月～平成19年2月 方法 ：郵送によるアンケート調査（記述式） 回答 ：54市町村
団体意向調査	時期 ：平成18年12月～平成19年1月 対象 ：全道的団体 380 方法 ：郵送によるアンケート調査（記述式） 回答 ：24団体
グループインタビュー	時期 ：平成19年3月14日から16日までの3日間 内容 ：各分野の実践者等の参加による「北海道の可能性や優位性」を主題とした座談会形式のインタビュー 出席者 ：各5名
北海道子どもの未来づくり審議会子ども部会	時期 ：平成18年8月8日及び12月26日 内容 ：知事の附属機関「北海道子どもの未来づくり審議会」の「子ども部会」における少子化対策に関する審議 テーマ ：「わたしたちが暮らす北海道の未来に向けて」 委員 ：道内各地の高校生 17人

主な特定分野別計画一覧

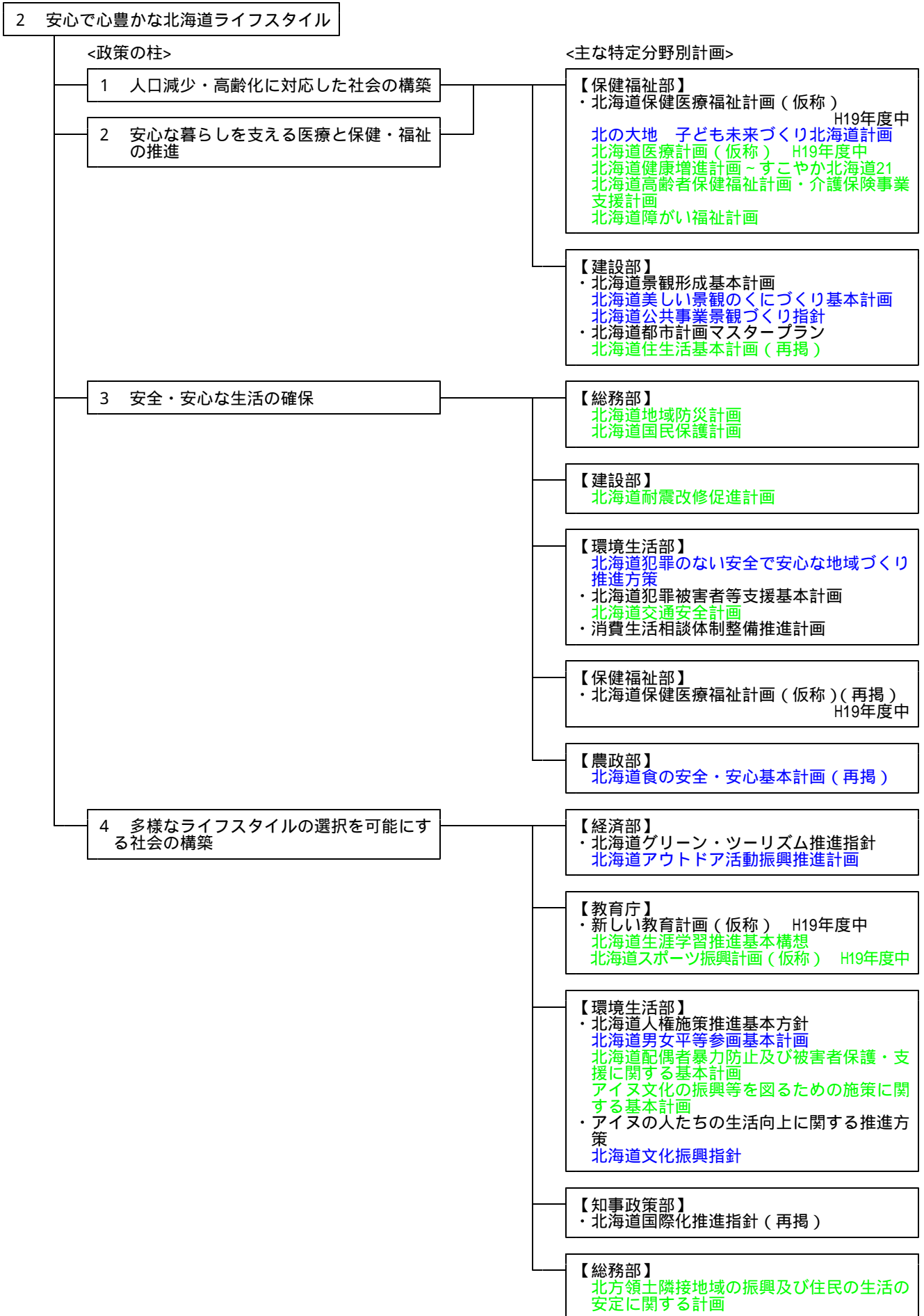
- ・ 「特定分野別計画」のうち、主な計画は次のとおりです。

なお、「特定分野別計画」とは、総合計画が示す政策の基本的な方向に沿って策定、推進する特定の分野における政策の基本的な方向等を明らかにする計画をいいます。(北海道行政基本条例第7条第4項)

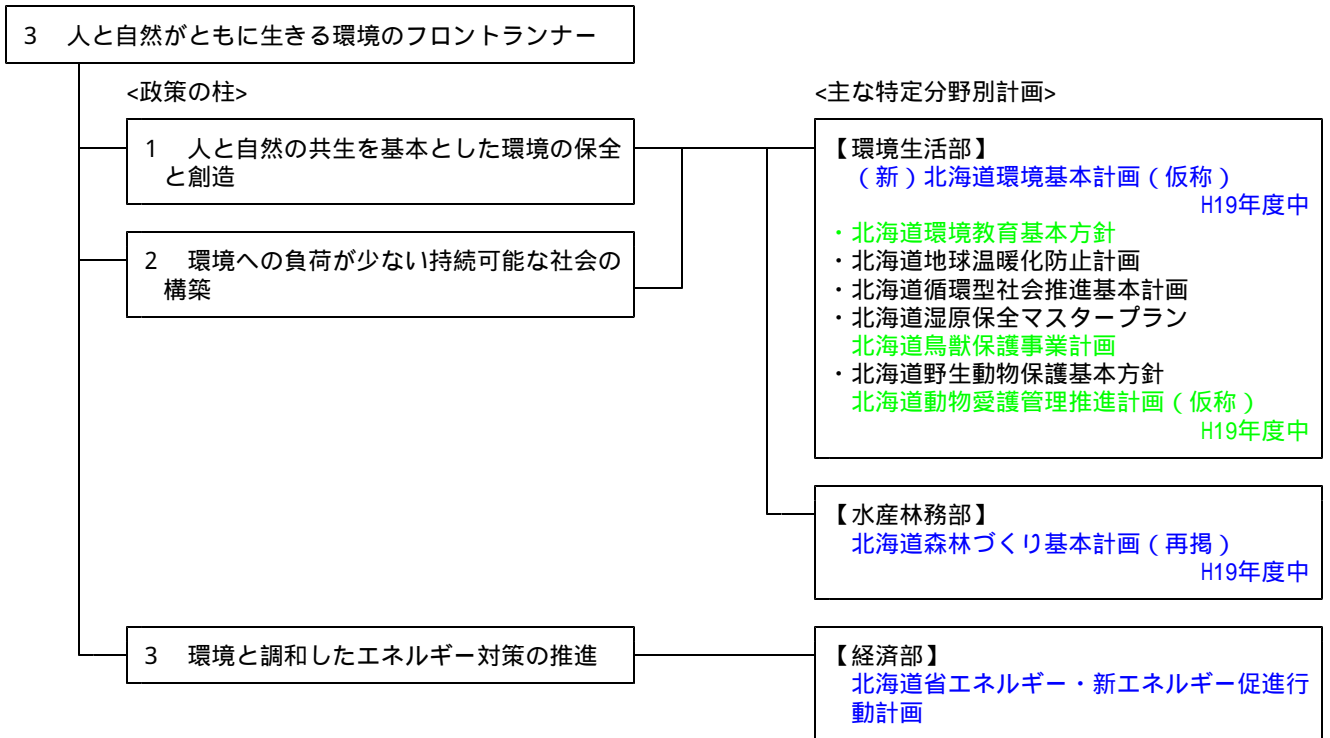
<分野>



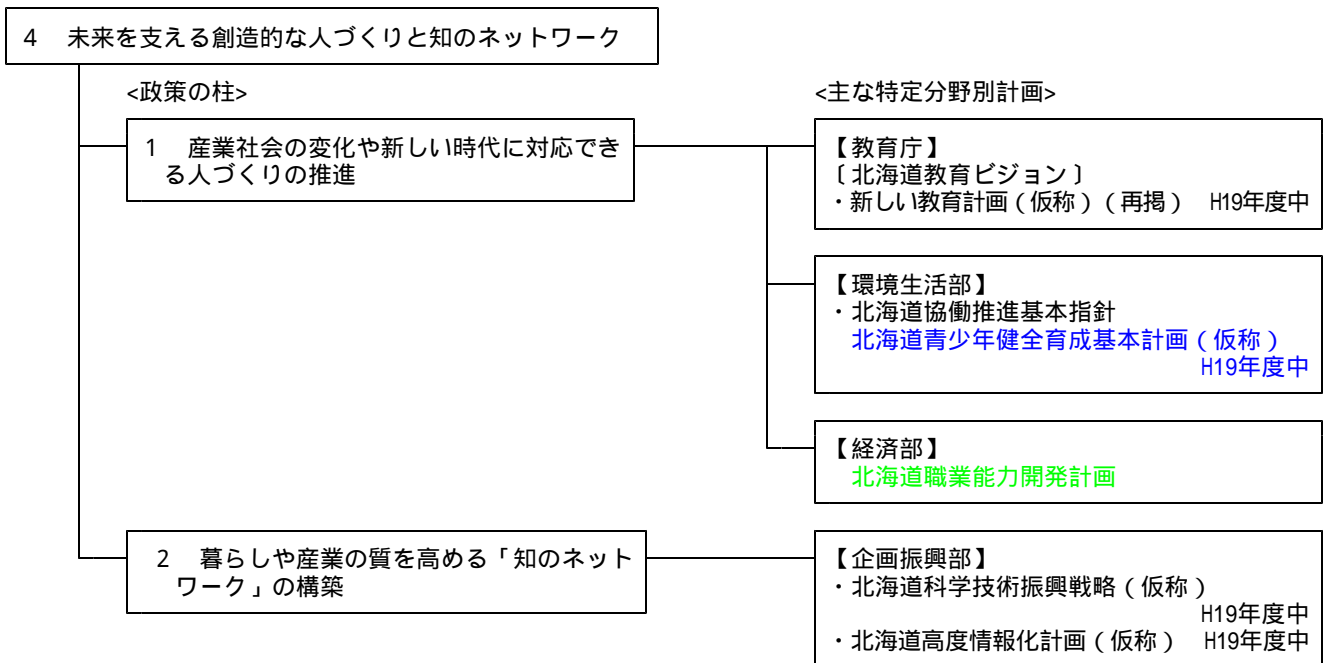
<分野>



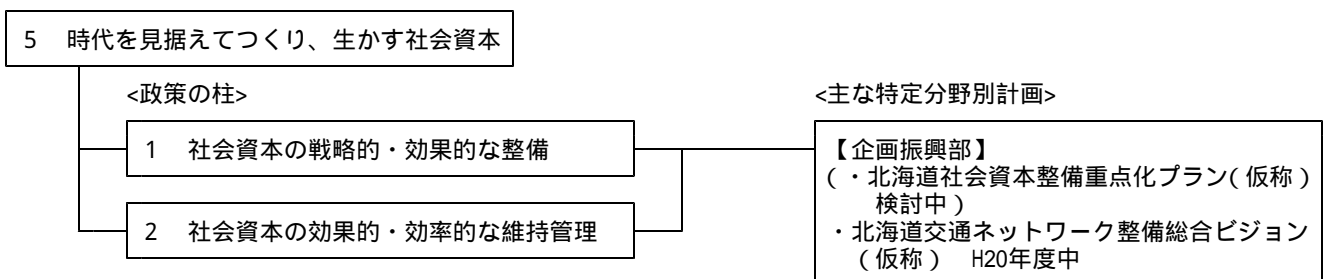
<分野>



<分野>



<分野>



用語解説

五十音順とし、本文中では*表示。

ア行

愛食運動

道が提案している「道産食品を愛用しよう」という運動。スローフード運動や地産地消（別掲）の取組を総合的に普及啓発し、食に対する考え方などを見直す活動。

アグリビジネス

農産物の直売や加工・販売、ファームイン（別掲）やファームレストラン、観光農園の開設など、生産者が創意工夫をこらし、自ら生産した農産物や農村景観など豊富な地域資源を生かした事業活動。

新しい公共

行政だけではなく、市民や企業、NPO（別掲）、町内会など地域の多様な主体により担われる公共のこと。

医育大学

医師を養成する課程を有する大学。

イオル

衣食住から儀式まで、生活に必要なものすべてをまかなう自然の領域のこと。

一部事務組合

複数の地方公共団体の事務の一部について、共同処理や施設の共同設置・管理を行うために地方自治法に基づき設置されるもの。

EPA（経済連携協定）【Economic Partnership Agreement】

締約国間で、貿易・投資の自由化・円滑化を促進し、水際及び国内の規制の撤廃や各種経済制度の調和等、幅広い経済関係の強化を目的とする協定。

一次エネルギー

石炭、石油、天然ガス、水力、原子力、風力、地熱など他のエネルギーに変換、加工される前の形態でのエネルギーの総称。これに対し、一次エネルギーを加工することで得られる電力や灯油、ガソリンなどは二次エネルギー。

インターンシップ

学生が在学中に一定期間働きながら、会社や仕事の実態を体験的に知る制度。

ウォームピズ

暖房時のオフィスの室温を20 にした場合でも、ちょっとした工夫により「暖かく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、秋冬の新しいビジネススタイルの愛称。重ね着をする、暖かい食事を摂る、などがその工夫例。

エコツーリズム

自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任をもつ観光のあり方。

エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づき、都道府県知事からたい肥等による土づくりと化学肥料や化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産方式を導入する計画について認定を受けた農業者のこと。

ESCO【Energy Service Company】

省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、省エネルギーに伴う光熱費の削減等の一部を顧客から報酬として受ける事業。

NPO【Non-Profit Organization】

非営利組織。政府・自治体や企業とは別に社会的、公益的な活動を行う非営利の組織（団体）。

FTA（自由貿易協定）【Free Trade Agreement】

特定の国・地域間で貿易を自由化する協定で、EPA（別掲）の主要な内容の一つ。多国間協定を基本とするWTO（別掲）の協定では、関税その他の制限的通商規則を、実質上、すべての貿易で廃止することを条件に協定締結を認めている。

温室効果ガス

大気中の赤外線を吸収し、地表付近の大気を暖める効果をもつ気体。京都議定書では、二酸化炭素、メタンなど6つの気体としている。

カ行

海洋深層水

光が届かない水深200mより深い所の海水。表層の海水に比べて微生物や化学物質による汚染が少なく清浄で、低水温、栄養塩に富む。

海洋療法

海洋環境・海洋資源（海水・海藻・海泥など）を、病気治療・健康増進・美容に利用する方法。

化石燃料

太古の生物が起源で、地殻中に埋蔵され、燃料として使用される天然資源の総称。一般に、石炭、石油、天然ガスの炭水化合物を指す。

観光ボランティアガイド

地域を訪れる旅行者に対して、自分の居住している地域などを無料又は低廉な料金で案内・紹介する方々の総称。

環状列石

石を円形に並べた遺構。墓の施設と考えられるものと祭祀に関連する施設とに大まかに区分される。

キッズISO14000プログラム

NPO法人国際芸術技術協力機構が開発し、文部科学省、環境省、経済産業省、日本ユネスコ国内委員会、国連大学、国連環境計画等の後援を受け、日本国内及び世界各国で実施され、国際的に高い評価を得ている子ども向け環境教育プログラム。

機能性食品

一般的に、人間の健康、身体能力、心理状態に好ましい影響を与える働き（第三次機能）が科学的に明らかにされた食品のこと。

基盤技術産業

一般に「素形型産業」(金属やプラスチック、セラミックスなどの素材を機械部品などに加工する産業)や、「素形型関連産業」(金型、素形型産業が使用する機械の製造、金属熱処理などを行う産業)と呼ばれる33業種に加え、電子部品・デバイス製造業やボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業など、加工組立型工業に部品等を提供する産業の総称。

キャリア教育

勤労観および職業観を育てる教育。

グリーン購入

市場に供給される製品・サービスの中から環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

グリーンツーリズム

ファームイン(別掲)、農村体験など、農村地域に滞在し、農山村の自然・文化・人々との交流などを楽しむ滞在型の余暇活動。

クリーン農業

たい肥等の有機物の施用や、化学肥料の使用抑制など、農業の自然循環機能を維持増進させ、環境との調和に配慮した、安全・安心で、品質の高い農産物の生産を進める農業。

クールビズ

冷房時のオフィスの室温を28℃にした場合でも、「涼しく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、夏の新しいビジネススタイルの愛称。「ノーネクタイ・ノー上着」スタイルがその代表。

グローバル化

経済活動や社会活動等が地球規模でつながり広まっていくこと。

健康寿命

人生の中で健康で障害のない期間(支援や介護を要しない期間)。

公的需要への依存度が高い経済構造

国や自治体等の公的機関が消費(一般事務費や人件費等)や投資(公共事業費等)などの形で行った支出の総額である「公的需要」が、民間需要を含めた道内需要全体に占める割合をいい、これが全国と比べて高いこと。

広域行政制度

複数の地方公共団体が事務の一部を連携し、広域的に共同処理することにより、一定の効率化と自治体間の事務補完を図るもの。一部事務組合や広域連合などの方式がある。

広域市町村圏

市町村における広域行政体制の整備並びに広域的かつ総合的な計画の策定及びこれに基づく施策の実施の促進を目的として、圏域人口がおおむね10万人以上であり、一定の要件を具備した日常生活圏を形成し、又は形成する可能性を有すると認められる圏域で、関係市町村と協議して都道府県知事が設定するもの。

広域連合

地方自治法に基づき、複数の普通地方公共団体や特

別区が事務を共同処理する方式の一つ。広域的な行政需要への対応に止まらず、地方分権を推進するため「国、都道府県等から直接に権限移譲を受けることができる」、「住民の存在を前提とし、議員・長の選挙方法や直接請求について明記されている」、「関係地方公共団体に対し広域計画実施のための勧告が認められている」などの特徴がある。

高齢者市場

加齢によって生じた生活機能や嗜好等の変化によって必要とされるようになった財やサービスを提供する市場。

国際会議観光都市

「国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律」に基づき、国際会議場等の施設、会議参加者の宿泊施設等、国際会議誘致及び開催の実施体制、市内又は近傍の観光資源を要件として認定される。

国土保全施設

河川管理施設、海岸保全施設、砂防設備などを指す。

高齢化率

65歳以上人口(高齢者人口)の総人口に占める割合。

コミュニティ

町内会のような地縁型の共同体や、地域での共同の活動、暮らしを支える結びつき。

コミュニティバス

地域住民の多様なニーズにきめ細かに対応する地域密着型バス。

コミュニティビジネス

地域の住民やNPO(別掲)等が主体となり、地域の課題解決や地域資源の有効活用を図るために行う事業。

コミュニティファンド

特定の地域やコミュニティ(別掲)において、投資や融資を行うことを目的として設置され、運営される基金。

サ行

再生可能エネルギー

資源が再生されるエネルギー。太陽光・太陽熱・風力・潮汐・地熱などの自然エネルギー、生物を利用したバイオマスエネルギー(別掲)、廃棄物発電などのリサイクルエネルギーに大別される。

再生医療

機能障害や機能不全に陥った生体組織・臓器に対して、細胞を積極的に利用して、その機能の再生をはかる医療。

サテライト型施設

身体・知的障害者入所施設が、利用者の地域移行に向けた訓練等を支援するため市街地に設置する施設。

サハリンプロジェクト

「サハリン大陸棚石油・天然ガス開発プロジェクト」の通称。開発区域により9つのプロジェクトがある。

産業クラスター

ここでは産業集積が進み、そこに集積する企業相互の競争などを通じて、活性化された産業群を形成することをいう。クラスターとは、ぶどうなどの房の意。

産消協働

生産者と消費者が緊密な連携をとりながら地元にある資源、生産物をできるだけ地元で消費・活用することにより、域内循環を高めて、地域経済の活性化を図ろうという道民運動。

C I Q 体制【Customs, Immigration and Quarantine】

国境を越える際の交通・物流において必要な手段で、税関(Custom)、出入国管理(Immigration)、検疫(Quarantine)を包括した略称。あるいはそれらを実施する機関又は施設。

C S R (企業の社会的責任)【Corporate Social Responsibility】

利潤追求のみならず、法律や社会的倫理を遵守し、社会貢献を果たしていくこと。

資源作物

エネルギー源や製品原料とすることを主目的に栽培される植物。バイオエタノール(別掲)、バイオディーゼルの製造原料やバイオマスプラスチックの原料としての作物栽培が想定される。

社会起業(家)

社会的問題の解決に向けて、医療、福祉、教育、環境、文化などの社会サービスを起業する人。

社会資本

ここでは、国民福祉の向上と国民経済の発展に必要な公共施設等をいう。道路・港湾・工業用地などの生産関連と、住宅・公園・上下水道などの生活関連に大別される。

社会的責任投資(S R I)【Socially Responsible Investing】

事業の収益性だけでなく環境や地域貢献といった社会性や倫理性を考慮した投資。

周産期

母子ともに異常が生じやすい期間(妊娠第22週から生後7日までの間)。

循環型社会

環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限に抑制する社会のこと。

小果樹

リンゴ、ナシ、ブドウなどの果樹に対して、木が大きくなり、食用になる果実をつける低木の総称。道内で生育する品種としては、ハスカップ、ブルーベリー、グーズベリー、カーラント、ラズベリー、アロニア、グミなど。

食育

食の安全性や栄養、食文化などの食物に関する知識と「食」を選択する力を養うことにより、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

食産業

第一次産業や食品加工など食料品そのものの生産に係る産業に加え、食料関連設備や運輸、飲食店など食料品の生産手段や流通に係る産業の総称。

シルバーハウジング

高齢者が地域の中で自立して安全・快適な生活が続けられるよう、その住宅生活を支援するために必要な保健・医療・福祉サービスが一体的に整備された住宅。

新エネルギー

技術的に実用段階に達しつつあるが、経済性から普及が十分ではないエネルギー。太陽光、風力、バイオマス(別掲)を利用して得られるエネルギーなど。

森林療法

森林の地形や自然を利用した医療、リハビリテーション、カウンセリングなど、森林環境を総合的に使いながら健康を増進していく取組であり、森林レクリエーションを通じた健康回復・維持・増進活動でもある。

3 R (スリーアール)

廃棄物等の発生抑制(リデュース Reduce)、再利用(リユース Reuse)、再生利用(リサイクル Recycle)をいう。

スローライフ

スピードや効率を重視した現代社会とは対照的に、ゆったりと、マイペースで人生を楽しもうというライフスタイル。

せわずき・せわやき隊

地域の子育て経験者や人生経験豊かな高齢者などが、子どもや子育て家庭に対して、声かけ、見守り、子どもの預かりなど、それぞれの地域において、身近で子育て支援を行うボランティア団体。

戦略的研究開発拠点(C O E)【Center Of Excellence】

卓越した研究指導者、充実した研究設備、優れた研究員をもった、戦略的な研究開発のための中核的な拠点。

総合診療医

患者の総合的な診断及び治療を行う医師。

夕行

体験型観光

自然、アウトドアスポーツ、産業、文化などに旅行者自身が直接触れたり、参加したりすることを目的とした観光。

第二次保健医療福祉圏

第一次保健医療福祉圏(市町村行政区域)のサービスの提供を広域的に支援するとともに、比較的高度で専門性の高いサービスを提供し、おおむね、保健医療福祉サービスの完結をめざす地域単位。

太陽光発電

シリコン半導体等に光が当たると電気が発生する現象を利用し、太陽の「光エネルギー」を直接「電気エネルギー」に変換する発電方法。

W T O (世界貿易機関)【World Trade Organization】

ガット(関税と貿易の一般協定)体制に代わり平成7年に発足。貿易に関する協定の管理・運営、加盟国間の貿易交渉を推進する国際機関(平成18年6月現在149の国・地域が加盟)。

地域イノベーション

単なる技術革新にとどまらず、地域で生産や流通、組織構造に関する新たな価値の創造が行われること。

地域子育て支援センター

主に保育所などに設置されており、子育て家庭等の育児相談に応じたり、子育てサークルへの支援をはじめ、身近なところで地域の子育てを支援する施設。

地域団体商標制度

地域の名称及び商品の名称等からなる商標について、一定の範囲で周知となった場合は、事業協同組合等の団体が地域団体商標として登録することを認める制度。平成18年4月より制度施行。

地球温暖化

二酸化炭素など赤外線を吸収するガスの濃度が高まり、熱の吸収量が増加して大気の温度が上昇すること。

地産地消

地域で生産されたものを地域で消費すること。

中小企業地域資源活用プログラム

「中小企業地域資源活用促進法」(平成19年施行)に基づき、中小企業等による地域資源を活用した新事業の創出を支援する国の制度。国では、平成19年度からの5年間で1,000件の新事業創出をめざす目標を掲げている。

つどいの広場

主に乳幼児をもつ子育て中の親子の交流、集いの場。

D M V (デュアル・モード・ビークル)【Dual Mode Vehicle】

「R北海道が開発した線路と道路の両方を走行できる車両。

超高齢(化)社会

高齢化率(人口に占める65歳以上の割合)が21%を超えた社会。14%を超えた社会を「高齢社会」、7%を超えた社会を「高齢化社会」としている。

テレワーク

情報通信機器等を利用して、時間・場所に制約されず柔軟に仕事する働き方。

伝統野菜

地域の食文化や気候風土に根ざし、古くから受け継がれてきた伝統的な野菜。道内で生産されるものでは、食用ユリ、まさかりかぼちゃ、札幌大球キャベツなど。

冬期集住

積雪を原因とする家屋崩壊による事故の発生や、住民や行政による除雪の負担等を軽減・回避するため、冬期間、地域内の複数世帯が一か所に集まって住むといった新たな居住形態。

道州制

国内をいくつかのブロックに分けて、広域自治体である道州を設置し、国から道州、さらには市町村へ大幅な権限の移譲を行うことによって実現する、地域主権型の自治の仕組みの総称。

道州制特区推進法

将来の道州制導入の検討に資するため、現行の都道府県制を前提としつつ、道州制特別区域を設定し、広域行政を推進することにより、地方分権の推進及び行政の効率化に資するとともに、北海道地方その他の各地方の自立的発展に寄与することを目的とした法律。

道産食品独自認証制度

北海道ならではの自然環境や、高い技術を生かして生産される安全で優れた道産食品を認証する制度。

ドクターヘリ

救急医療用の医療機器等を装備したヘリコプターで、救急医療の専門医及び看護師等が同乗して救急現場等に向かい、現場等から医療機関に搬送するまで間、患者に救命医療を行うことのできる専用ヘリコプターのこと。

トレーサビリティシステム

食品の生産、加工、流通などの各段階で原材料の出所や食品の製造元、販売先などを記録・保管し、食品とその情報とを追跡できるようにする仕組み。

ナ行

二地域居住

都市住民が農山漁村の同一地域において、中長期(1~3か月程度)、定期的・反復的に滞在し、都市の住居に加えた生活拠点をもつこと。

認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づき認定を受けた者。地域の農業経営の担い手として、継続的・計画的に農業経営の改善等に取り組むことが期待されている。

燃料電池

水素と酸素を化学反応させることにより電気を発生させる発電装置。

農業生産法人

農業を行うことを目的とする法人であって、農地等の権利取得を認められるもの。

農業生産工程管理手法(G A P)【Good Agricultural Practice】

農産物の安全確保等のため、農業者・産地自らが、作物や地域の状況等を踏まえ、農作業の点検項目を決定し、点検項目に従い農作業を行い、記録し、記録を点検・評価し、改善点を見出し、次回の作付に活用するという一連の生産工程の管理手法のこと。

農漁家レストラン

農・漁業者が経営し、自家の生産物や地域の食材を生かして自ら調理をし、農漁村ならではの料理を提供するところ。

農的生活

余暇活動として行う農作物の栽培や市民農園の利用など農作業を楽しむ暮らし。

八行

バイオエタノール

バイオマス（別掲）の糖質の発酵により製造したアルコール。

バイオディーゼル

一般的に、植物油や動物性油をメタノールと反応させメチルエステル化したもの。軽油と同様の燃料で、ディーゼルエンジンを有する車両、船舶、農耕機具、発電機等に使用されている。

バイオマス

家畜ふん尿、稲わら、食品廃棄物、林地残材（別掲）などの再生可能な生物由来の有機性資源（石炭や石油などの化石資源を除く）。

バイオマスエネルギー

バイオマス（別掲）を利用したエネルギー。利用方法には、大きく分けて直接燃焼、メタン発酵等の生物化学変換、ガス化などの熱化学変換、化学合成による燃料化などがある。

バイオマスタウン

域内において、広く地域の関係者の連携の下、バイオマス（別掲）の発生から利用までが効率的なプロセスで結ばれた総合的利活用システムが構築され、安定的かつ適正なバイオマスの利活用が行われているか、あるいは今後行われることが見込まれる地域。

H A C C P（ハサップ）【Hazard Analysis and Critical Control Point】

製造における重要な工程を連続的に監視することによって、一つ一つの製品の安全性を保証しようとする食品衛生管理手法の略。

8020（ハチ・マル・ニイ・マル）運動

「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」という運動。平成元年、厚生省（現・厚生労働省）と日本歯科医師会が提唱した。

P R T R 制度【Pollutant Release and Transfer Register】

化学物質排出移動量届出制度。環境中への排出量及び廃棄物等に含まれて事業所の外に移動する量を、事業者自身が把握して、北海道等を経由して、国に届け出るとともに、国が排出量・移動量を集計し公表する制度。

東アジア（地域）

ここでは、日本、中国、韓国、ASEAN10カ国（ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、タイ、フィリピン、シンガポール、ベトナム）及びその周辺地域をいう。

ビジネスマッチング

企業の事業展開を支援する等の目的で、事業パートナーとの出会いをサポートするサービスのこと。

ファームイン

農家が経営する民宿。

付加価値生産性

付加価値額を従業者数で除したものの、従業者一人当

たりの付加価値生産額。

福祉有償運送

社会福祉法人、医療法人、NPO（別掲）等が、高齢者や障害のある方など、公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象に、通院、通所等を目的に有償で行う送迎サービス。

ブックスタート事業

乳幼児健診時等に、保護者に絵本を手渡し、乳幼児期からの絵本の読み聞かせの大切さや方法などを伝える事業。

不妊治療

子どもをもちたいと希望し、一定期間、性生活もっているにもかかわらず、妊娠しない夫婦に対する医学的な治療。

放課後子ども教室

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を行う活動拠点（居場所）。

放課後児童クラブ

仕事などで昼間保護者のいない子どもたち（小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童）を対象に、学校の空き教室や児童館、集会所などで放課後、健全に充実した生活が送れるよう遊びの指導や生活指導、安全管理などを行う事業。

防犯ボランティアリーダー

地域における自主防犯活動の推進役。

ホーストレッキング

馬と共にゆっくりと歩き自然散策を楽しむアウトドアスポーツのこと。

母子家庭等就業・自立支援センター

母子家庭の母親等の自立を促進するため、就業相談、技能習得、情報提供に至るまでの一貫した就業支援サービスなどを提供する施設。

ポジティブリスト制度

基準が設定されていない農薬等が一定量を超えて残留する食品の販売等を原則禁止する制度。食品衛生法の改正により、平成18年5月より導入。

北海道遺産

北海道遺産構想推進協議会により北海道の宝物として選定された有形・無形の財産で、総計52件。

北海道すきやき隊

育児休業制度の導入など家庭と仕事の両立に資する職場環境の整備や地域における子育て支援活動の応援などに取り組む企業、団体などによる全道規模の組織。

北方型住宅

北海道の住まいに必要な基本性能を備え、認定技術者による設計、施工が義務づけられるとともに、設計図書や工事写真、使用資材などの工事記録を第三者機関が保管する仕組みで建てられた住宅。

ボランティア休暇

企業等が、平日に職員がボランティア活動に参加する場合に特別休暇を付与する制度。

マ行

マイバッグ運動

レジ袋の原料である石油の使用量削減や家庭でのレジ袋廃棄量の削減などをめざし、小売店のレジ袋を使わず、消費者が持参した袋・バッグを使用する運動。

マツカワ

カレイ科。刺身、寿司種などに珍重される白身の高級魚。北海道では、王蝶（おうちょう）との新名称を付け、マツカワのブランド化をめざしている。

マリンツーリズム

漁村地域を訪れ、海や渚、漁村生活や文化に身近にふれながら、地域の人々との交流などを楽しむ滞在型の余暇活動。

モーダルシフト

環境負荷の小さい鉄道・海運利用へと、貨物輸送を転換すること。

木育

「木とふれあい・木に学び・木と生きる」取組を通じて、人と、木や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育むこと。

木質ペレット

林地残材（別掲）や製材工場から発生する端材、オガ粉などを円筒状（直径6～10mm、長さ10～30mm）に圧縮成型した固形燃料。

ヤ行

有機農業

化学肥料や農薬を使用せず、遺伝子組換え技術を利用しないことを基本に、環境への負荷をできる限り低減した生産方法による農業のこと。

ユニバーサルデザイン

障がい者、高齢者、健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などを設計すること。

ユビキタスネットワーク

「いつでも、どこでも、誰でも、何でも利用が可能」なネットワーク環境。

ラ行

ラフティング

ラフトと呼ばれるゴムボートで、川下りを楽しむアウトドアスポーツのこと。

ラムサール条約登録湿地

「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（イランのラムサールで開催された「湿地及び水鳥の保全のための国際会議」において採択されたことから、一般にラムサール条約と呼ばれている。）に基づき、締約国が水鳥の生息地にとって重要な湿地を指定し、条約事務局に登録された湿地。

リサーチ&ビジネスパーク構想

研究開発の促進や大学等の知的資産の有効活用によって、ベンチャー企業や新産業の創出を図ろうとする構想。

リサイクルポート

国土交通省が推進している「静脈物流拠点港」のこと（人間の血液の流れに例えて、製品の流通を動脈物流、使用済みの製品や廃棄物の流通を静脈物流という）。

林地残材

森林を伐採した後、一般的には価値が低いために搬出されずに残された材。小径材（細い材）、枝、葉、梢端（樹木の先端部分）など。

6次産業化

一次産業×二次産業×三次産業のことで、それぞれの産業が一体となって、総合産業（6次産業）として発展することをめざし、その際、どれかが欠けると0になってしまうため、いずれも欠かせないという、産業界連携の在り方を示すもの。

ロシア極東地域

ロシア連邦の東部に位置する、7つに分けられた連邦管区のうちの一つで、気候風土が類似した1共和国、2地方、4州、1自治州、2自治管区の計10の連邦構成主体から成る。ここでは、道との関わりが深い沿海地方、ハバロフスク地方及びサハリン州をいう。

ワ行

ワイズユース

自然の生態系を守りながら、そこから得られる恵みを持続可能な形で利用すること。

ワンストップサービス

1か所の窓口、あるいは一度の手続で、必要とする関連作業をすべて完了させられるように設計された行政サービス。

資料出所

本文中**で表示 用語右側の()内の数字は掲載ページ。

人口5千人以下の市町村の全道面積に占める割合は、180市町村ベースで、2000年の約22%から2030年には約46%に増大すると予測されています。(4)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口(平成15年12月推計)」に基づき北海道計画室で算出。
<http://www.ipss.go.jp/pp-shicyoson/j/shicyoson03/syosai/pdf/kekka2.pdf>

今後100年間に北日本で気温が5℃上昇するとの予測もあります。(7)

環境省「地球温暖化の日本への影響2001」(平成13年3月)による。
http://www.env.go.jp/press/file_view.php3?serial=2223&hou_id=2598

我が国のエネルギー自給率はわずか4%にとどまっており、一次エネルギー供給量の5割は石油で占められ、その9割を中東地域に依存しています。(7)

資源エネルギー庁「平成18年度エネルギーに関する年次報告」(エネルギー白書)による。
 主要国の石油依存度(2003年)・日本のエネルギー自給率の動向・原油の輸入先(2005年)・中東依存度等
http://www.enecho.meti.go.jp/topics/hakusho/2007/hakusho2007_2-1.pdf

2000年時点の我が国の資源消費水準を国内のみで支えようとすれば、食料、木材などを生産可能な土地面積の8.5倍が必要であるといわれています。(7)

国土交通省「自然界の物質循環への負荷の少ない社会を目指した資源消費水準のあり方検討調査」(平成15年度)による。
http://nrb-www.mlit.go.jp/DSS/public/documents/20041116150558_doc01.pdf